

沖縄県建設産業ビジョン 2018

「新たな人材の確保・育成を行い、美ら島おきなわの創造に
貢献できる持続可能な建設産業」を目指して

平成 30 年 3 月

沖縄県

はじめに

建設産業は、社会基盤の整備や地域の雇用の受け皿として、さらには、災害時の地域の守り手として重要な役割を担っており、私たちの生活に欠かすことのできないものとなっています。

しかし、沖縄県の建設産業は、建設投資の長期低迷などの影響で、受注機会の減少や競争の激化等が起こり、厳しい経営環境に直面してきた過去があります。

そのような状況の中で、平成 20 年 3 月、建設産業の今後の進むべき方向性と活性化に向けた取組方策を明示した「沖縄県建設産業ビジョン」及びその行動計画となる「アクションプログラム（前期）」を策定し、さらに、平成 25 年 3 月には、その見直しを行い「沖縄県建設産業ビジョン 2013」及び「アクションプログラム（後期）」を策定し、これまで各種施策に取り組んできました。

昨今の建設産業は、平成 23 年以降、建設投資が回復基調で推移するなど明るい兆しが見える一方で、技術者・技能労働者の高齢化や若年入職者の減少などの様々な問題が顕在化しています。

今回、新たに策定した「沖縄県建設産業ビジョン 2018」は、人材不足や高齢化、インフラの老朽化など、時代の環境変化へ対応し、「新たな人材の確保・育成を行い、美ら島おきなわの創造に貢献できる持続可能な建設産業」を目指して、官民一体となって取り組んでいくこととしています。

県においては、このビジョンを関係者と連携・協力を図りながら、効果的に進めてまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

沖縄県土木建築部
部長 宮城 理

目 次

第1章 ビジョン策定の趣旨

1	ビジョン策定の背景	1
2	ビジョン策定の目的	2
3	ビジョンの対象	3
4	本ビジョンの位置づけ	3
5	ビジョンの計画期間	4

第2章 沖縄県の建設産業の現状と課題

1	各種資料にみる県内建設産業の現状	6
2	アンケート、ヒアリング等にみる県内建設産業の現状	27
3	「沖縄県建設産業ビジョン 2013」の検証	31
4	沖縄県の建設産業における現状と課題	34

第3章 沖縄県の建設産業の将来像

1	策定に当たっての基本的な考え方	36
2	沖縄県の建設産業の将来像と取組の基本的方向	36

第4章 県内建設業界の活性化に向けた取組

1	人材の確保・育成	42
2	企業の経営力強化	47
3	公正で多用な市場環境の整備	49
4	地域の安全・安心の確保	53
5	技術の研究開発と活用	55
6	実効性の確保	57

第5章 各主体の役割と推進体制

1	各主体の役割	59
2	推進体制	60
3	フォローアップ	60

	沖縄県建設産業ビジョン—取組の推進方向と取組の方策—	62
--	----------------------------	----

第 1 章 ビジョン策定の趣旨

1 ビジョン策定の背景

(1) はじめに

本県においては、県内の建設産業が建設投資の長期低迷などの影響で、厳しい経営環境に直面していたとき、新たな時代に対応した本県建設産業の将来像を示すこと及び、建設産業全体の構造改革を求められたことから、建設企業、業界団体、行政機関の各主体が、それぞれの役割を十分に認識するとともに相互の連携を図りながら、各種取組を連携・協働のもと総合的かつ計画的に取り組んでいくために、「沖縄県建設産業ビジョン」を平成 20 年 3 月に策定した。

その後、平成 24 年 5 月に、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」が策定され、「美ら島おきなわ」の創造への貢献や、地域における雇用の受け皿としての役割に加え、東日本大震災で明らかになった大規模災害時などにおける復旧・復興への貢献、アジア・太平洋地域の共通課題に対する技術協力など、技術と人材等を活用した新たな社会的役割についても示されたことから、「沖縄県建設産業ビジョン」を見直し、平成 25 年 3 月に、「沖縄県建設産業ビジョン 2013」を策定した。

(2) 沖縄県の建設産業を取り巻く現状等

本県の人口は平成 27 年に 143 万人となり、今後も増加傾向は続くと思われている。しかしながら、平成 32 年以降は緩やかな減少に転じると予想されており、これに伴い、年齢階級別労働力人口の 60 歳～65 歳の階級の割合が増加するなど、労働者の高齢化が進展するものと考えられている。

また、本県の建設業は、県内総生産及び全就業者数の約 10% を占めており、雇用の大きな受け皿となっているとともに、建設投資は平成 19 年の 5,247 億円から平成 29 年の 8,300 億円に増加傾向で推移するなど、県経済の順調な回復に寄与している。

しかし、近年、技能労働者や技術者の高齢化や若年入職者の減少などの課題が深刻な状況にあることから、災害時の応急対策や将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持が危ぶまれている。

(3) 国における建設産業政策の動向

国土交通省においては、「建設産業政策 2007～大転換期の構造改革～（平成 19 年 6 月）」を取りまとめ、「建設投資の急激な減少」「品質の確保に対する懸念」などの課題に対する政策の方向性が示され、また、海外市場への進出、少子・高齢化などの新たな環境変化に対応するため、「建設産業の再生と発展のための方策 2011（平成 23 年 6 月）」が取りまとめられた。

さらに、「建設産業政策2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～（平成29年7月）」では、建設産業の魅力を高め、若年層や女性の入職を促進し、担い手を確保していくため、企業と働く人との信頼関係を軸として、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入促進、長時間労働の是正や週休2日の確保など建設産業の「働き方改革」の実現に向けた取組を強力に推進することが掲げられた。

2 ビジョン策定の目的

建設産業は、人々の生活に欠かすことのできない基盤となる道路、河川、港湾等の社会資本を整備し、人々の生活を豊かにするとともに、地域経済の雇用の受け皿になるなど、重要な産業としての役割を果たしている。

さらに、今後は、社会基盤の維持管理や災害時における地域の守り手として、地域社会の安全・安心を確保するなどの役割や重要性を再認識する必要がある。

県内の建設産業は、入域観光客数の増加を背景に建設投資が増加傾向にある中、建設業者数はかつての減少傾向から脱しているものの、人材不足に伴う人件費の高騰や入札の不調・不落などの影響が表面化しており、人材の確保が喫緊の課題となっている。

国・地方における公共投資は、東日本大震災の復興・復旧や2020年東京オリンピックに関する需要増、さらに地方創生など政府の経済対策等による一時的な増加は見込まれるものの、2020年以降については不透明な状況にある。

このようなことから、将来にわたり重要な役割を担う建設産業の持続可能な発展を推進するため、建設企業、業界団体、行政機関の各主体が、それぞれの責務と役割を十分に認識するとともに連携を図りながら、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが今後必要である。

今回、「沖縄県建設産業ビジョン2013」の計画期間が終了すること、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」が改定されたことなどから、産学官が連携し、建設産業の活性化に向けた具体的な取り組みをさらに推進するため、改めて「沖縄県建設産業ビジョン2018」を策定することとした。

3 ビジョンの対象

建設生産システムにおいて極めて大きな役割を担う建設コンサルタントや施工業者等、また建設生産システムの重要な担い手である発注者の役割も視野に入れ、総合的に推進していく必要がある。

このため、本ビジョンの対象を以下のとおり設定する。

- 沖縄県内に本店を置く全ての建設関連業者（建設コンサルタント含む）
- 上記が中心となって設立している建設産業関係団体
- 沖縄県・市町村等行政機関や公共・公的機関（大学、専門機関、NPO 含む）

4 本ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、「沖縄21世紀ビジョン」や「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の建設産業に係る取組を総合的かつ計画的に推進するため、今後の建設産業の進むべき方向を示し、建設産業団体、建設事業者及び行政機関等が施策実現に向け行動していくための総合指針とする。

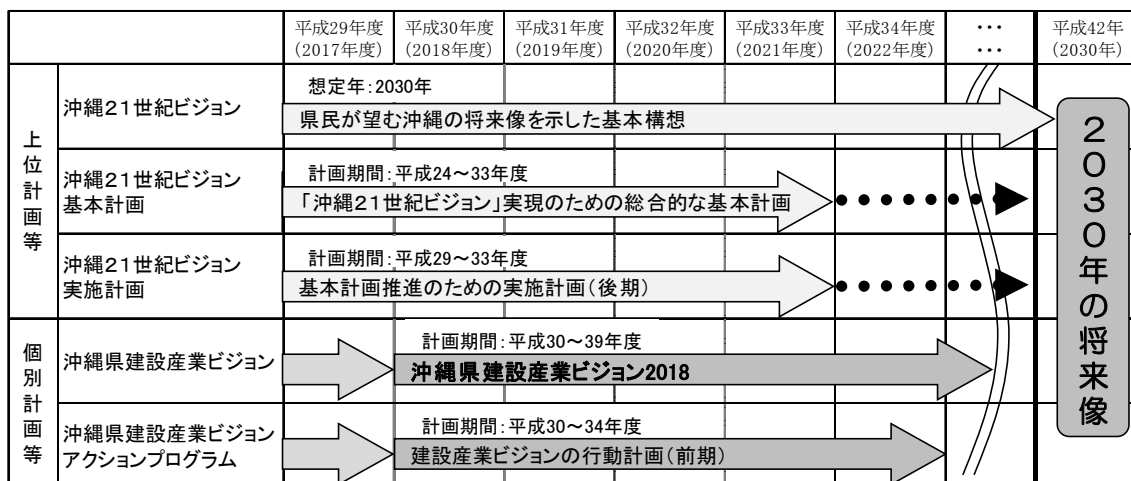


図 1-1 本ビジョンと上位計画等の計画期間

5 ビジョンの計画期間

本ビジョンの計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とし、アクションプログラムについては、前期5年（平成30年度～平成34年度）、後期5年（平成35年度～平成39年度）で見直しを実施するが、目指すべき将来像についても、上位計画や社会状況の変化等を踏まえ、必要な場合は見直しを行う。

また、各取組については、内容の精査や進捗管理をすることにより、短・中・長期（3年、5年、10年）で実効性のある見直しを行う。

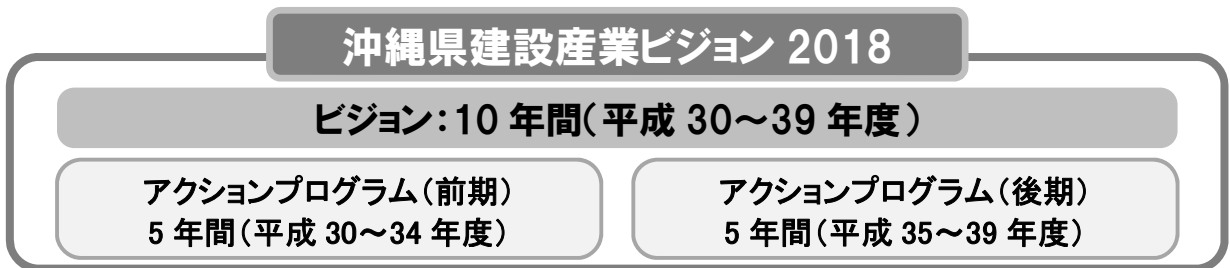


図 1-2 本ビジョンの計画期間

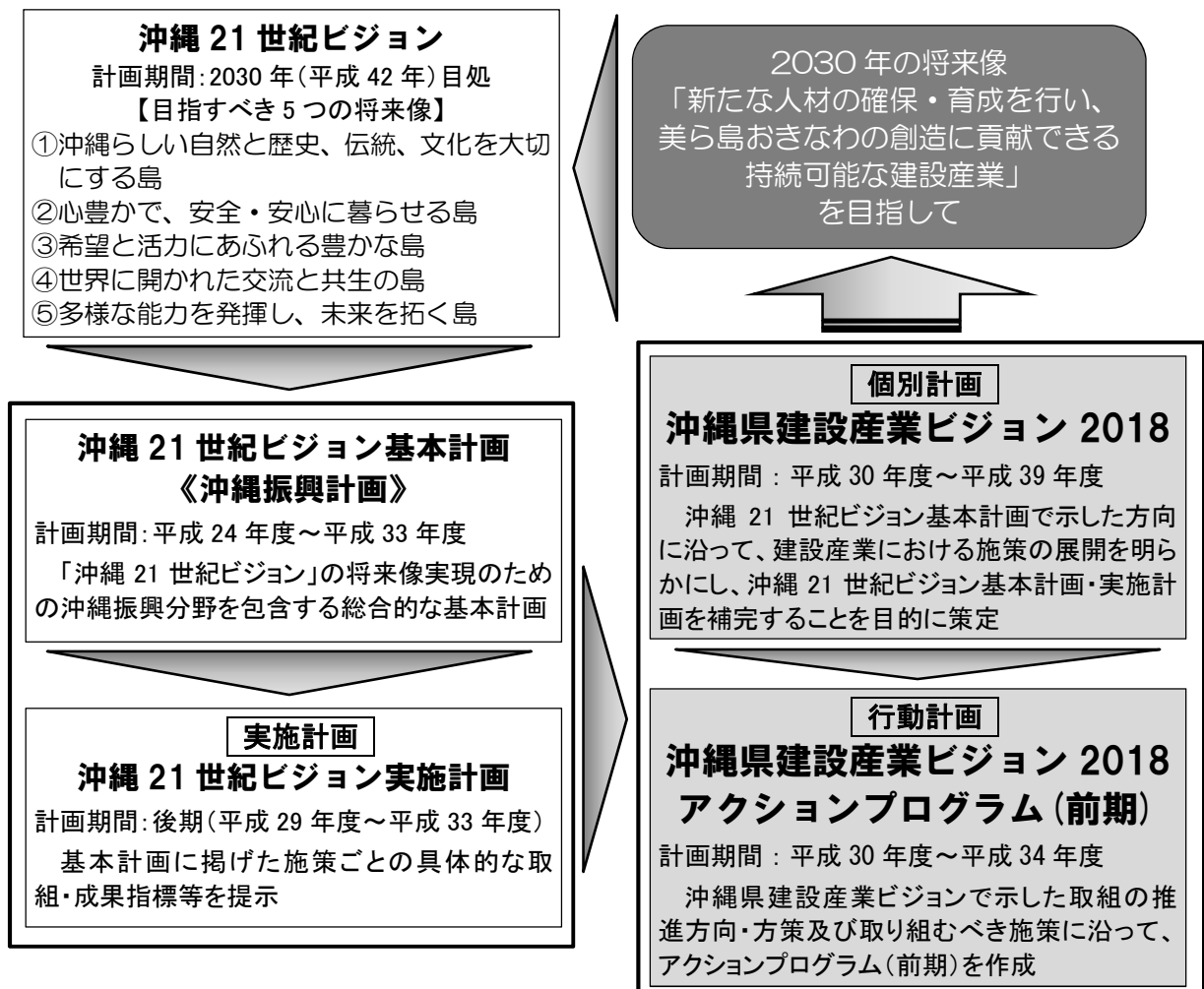


図 1-3 本ビジョンと上位計画の関係

＜参考＞沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】における主な変更点（建設産業関連）
 ※下線…変更箇所

第3章 2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

(4) 社会リスクセーフティネットの確立

イ災害に強い県土づくりと防災体制の強化(50 頁)

- 災害時の輸送手段及び代替性の確保については、建設産業団体と連携して道路啓開作業等の応急対策を行うとともに、緊急輸送道路や台風による電柱倒壊が多い宮古・八重山圏域等において無電柱化や沿道建築物の耐震化等を推進します。

第3章 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(8) 地域を支える中小企業等の振興

ウ建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓(85～86 頁)

- 建設産業については、担い手である技能者の高齢化や若年入職者の減少により、災害時の応急対策や将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持が危ぶまれているため、その人材の確保を図るとともに、社会資本整備のほか、社会ニーズに対応した新たな技術の開発、新分野進出等による経営の多角化、協業化等による経営基盤の強化を促進し、アジア・太平洋地域に積極的に技術貢献しうるグローバル産業として新たな振興発展を図ります。
- このため、建設産業の担い手確保については、中長期的な観点から、処遇改善や生産性向上、建設産業の魅力発信等に取り組めます。
- また、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「耐震化、老朽化及び長寿命化」、「生産性の向上」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進します。

第3章 5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

(5) 産業振興を担う人材の育成

イ地域産業を担う人材の育成(118 頁)

- 建設産業については、環境関連技術や生産性向上等の新たな社会ニーズを踏まえた技術開発や高度な計画・設計及び施工に取り組む企業の人材育成を促進するとともに、教育機関や産業界と連携し、土木建築技術の継承発展を担う人材育成を促進します。

第2章 沖縄県の建設産業の現状と課題

1 各種資料にみる県内建設産業の現状

(1) 人口予測

1) 将来推計人口

- 我が国の人口は平成27年度に初の減少となった。
- 沖縄県の人口は今後も増加傾向は続くと予想されるが、平成37年以降緩やかな減少に転じると予想される。

我が国の人口は、平成27年国勢調査で1億2,709万人となり、統計開始後初の減少（平成22年度比約97万人減）となった。

本県の人口は、143万3,566人と平成22年以降も増加を続けており、平成37年までは増加する見込みであるが、その後緩やかに減少に転じると予想されている。

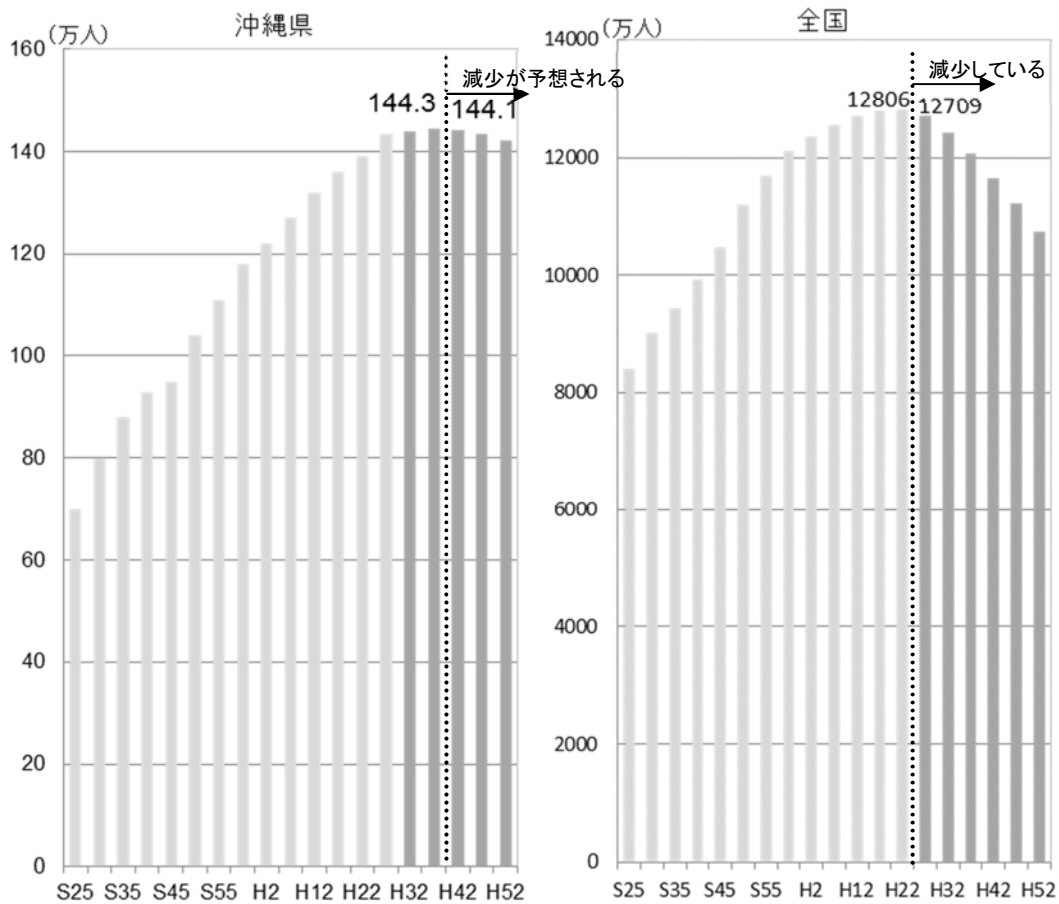


図 2-1 将来人口の推計

資料：国立社会保障・人口問題研究所（日本の地域別将来推計人口、平成25年3月）

注 1：平成27年までは実績値、平成32年以降の推計は平成22年度国勢調査に基づく、国立社会保障・人口問題研究所の計算値。

2) 年齢階級別人口の推計

- 沖縄県の生産年齢人口（15～64歳）は、全国に比べやや遅れているものの同様に減少しており、今後も減少する見込みである。

全国が平成7年には高齢化社会に突入しているのに対して、本県はやや遅れて平成17年には高齢社会に突入している。超高齢社会については更に遅れて全国が平成22年であるのに対して平成32年頃に到達する見込みである。これに従う形で生産年齢人口についても全国と同様に減少していく見込みである。

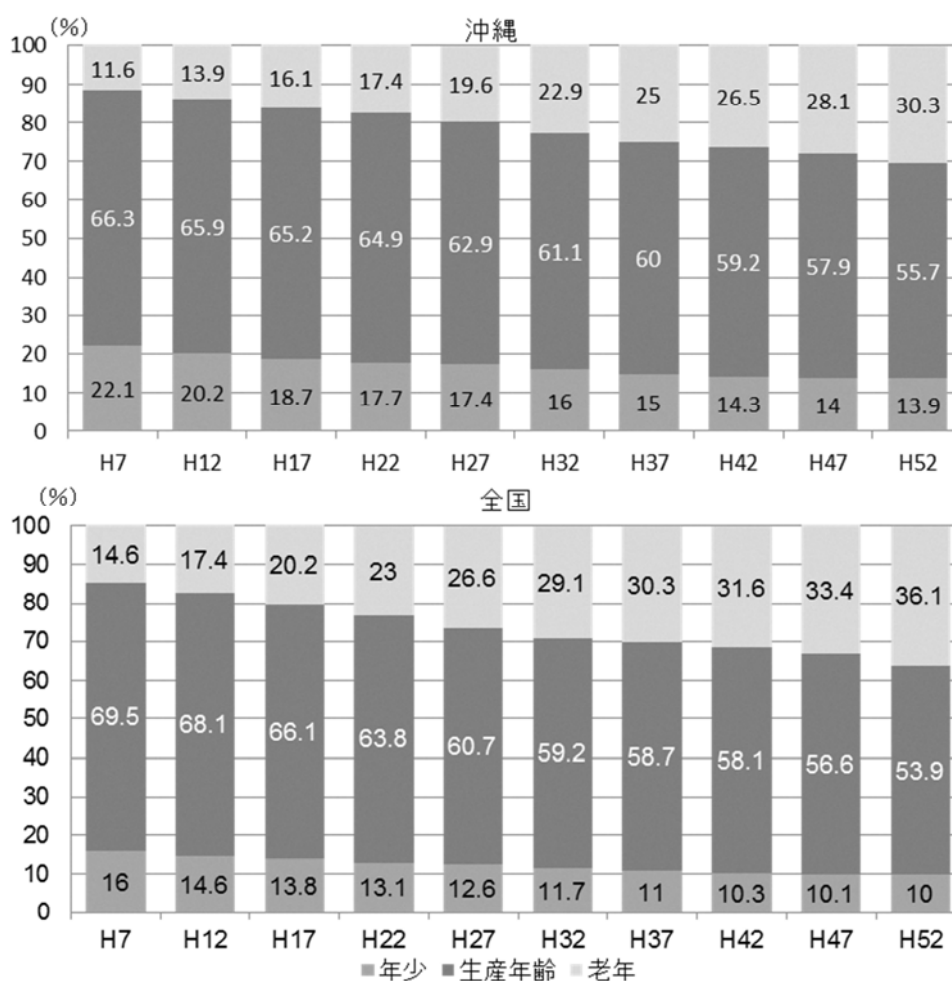


図 2-2 年齢階級別人口の将来予測

資料: 国立社会保障・人口問題研究所

注1: 年少(人口)は0～14歳、生産年齢(人口)は15～64歳、老年(人口)は65歳以上。

注2: 老年人口が14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と定義される。

3) 年齢階級別労働力人口の推計

- 沖縄県の年齢階級別労働力人口は、30～59歳の減少率が7.6%と最も高い。
- 沖縄県の労働力人口は、若年労働者の割合は全国よりも高いものの、全国と同様に減少する。

平成42年の我が国の労働力人口は、平成26年の6,585万人から5,800万人に減少(減少率11.9%)する見込である。年齢階級別では、平成42年までに全階級で労働力人口が減少し、15～29歳が最も減少(-14.4%)している。

本県は全国と同様に減少傾向にあり、平成42年までに労働力人口は3.7万人減少すると見込まれるものの、減少率は5.4%と全国に比べ低くなっている。年齢階級別では全国と異なり、労働力の中心となる30～59歳の減少率(-7.6%)が最も高くなっている。一方で、60～65歳が5.3%の増加となっている。

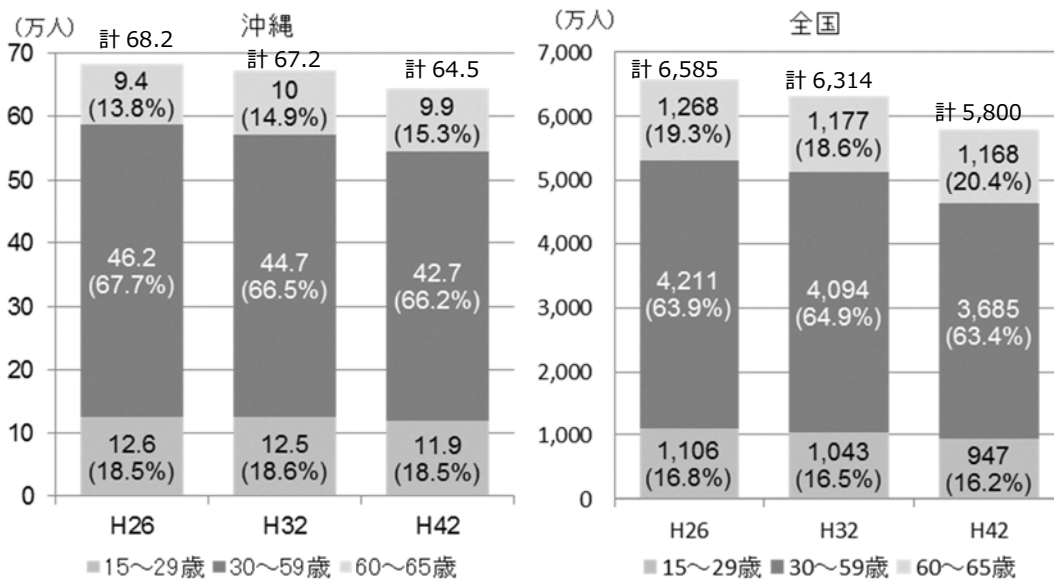


図 2-3 年齢階級別労働力人口の推計

資料: 「平成27年 労働力需給の推計」(独立行政法人労働政策研究・研修機構)

注意: 上記推計は「ゼロ成長・労働参加現状シナリオ」(性、年齢階級別の労働力率が現在(2014年)と同じ水準で推移すると仮定したシナリオ)。

表 2-1 平成26年と平成42年を比較した年齢階級別労働力人口の増減

	年齢階級	増減数 (万人)	増減率 (%)				
				年齢階級	増減数 (万人)	増減率 (%)	
沖縄	15～29歳	-0.7	-5.6	全国	15～29歳	-159	-14.4
	30～59歳	-3.5	-7.6		30～59歳	-526	-12.5
	60～65歳	0.5	5.3		60～65歳	-100	-7.9
	合計	-3.7	-5.4		合計	-786	-11.9

資料: 「平成27年 労働力需給の推計」(独立行政法人労働政策研究・研修機構)

(2) 今後の県経済の見通し

- 平成29年の本県経済は、プラス成長が見込まれる。
- 完全失業率は、景気の回復などから大幅な改善が見込まれる。
- 民間住宅工事が増加し、建設業の需要拡大が見込まれる。

我が国の経済は、平成24年を底に緩やかな回復基調が続いている。現在の景気回復は、バブル景気（1986年12月～1991年2月の51か月）を抜き、戦後3番目の長さとなる可能性がある。アベノミクスや海外経済の回復を背景に、緩やかな回復基調が続いているものの、少子高齢化や人口減少が進む中で、人手不足が持続的な経済成長への課題となっている。

一方、本県の経済は、人口の増加、国内景況の緩やかな回復などを背景として消費や民間住宅工事などが回復するとともに、入域観光客数の増加によりプラスの経済成長になるものと見込まれる。

平成29年度の県内総生産は、4兆3,860億円程度となり、名目で2.1%程度の成長が見込まれる。

雇用情勢については、有効求人倍率の上昇や就業者数の増加に伴い、平成28年の失業率は前年度から0.6ポイント改善し、4.2%程度となる見込である。しかし、全国の失業率（3.1%）と比較すると、以前高い失業率となっている。

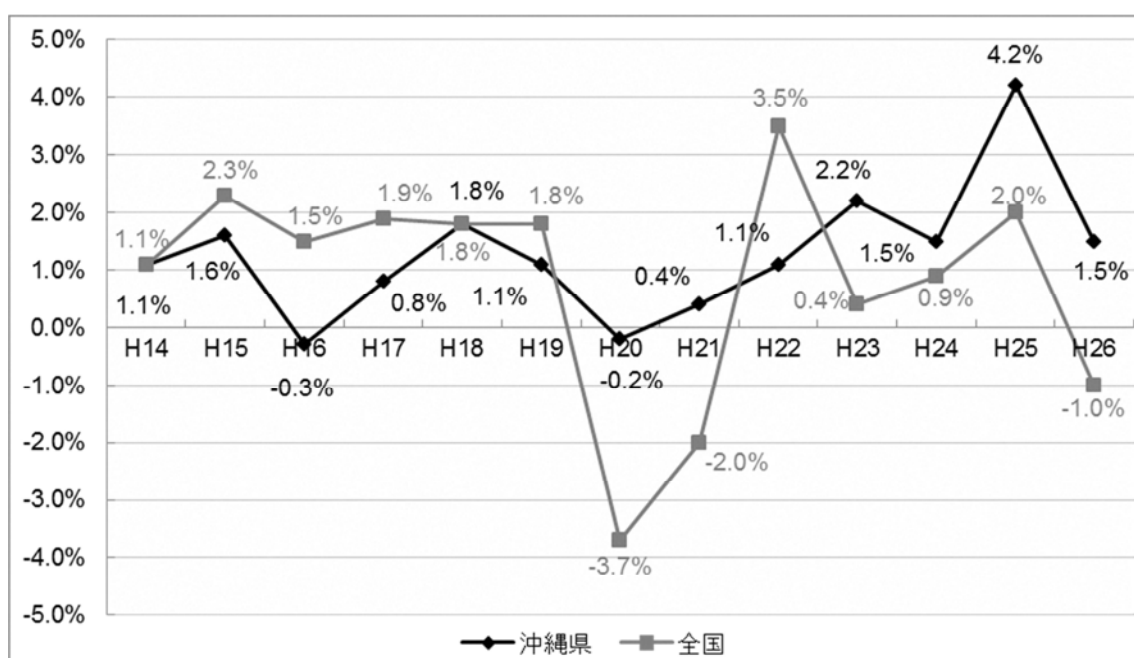


図2-4 経済成長率の推移(實質連鎖)

資料:「経済情勢 平成28年度版」(平成29年5月、沖縄県企画部)

表 2-2 県経済の見通し

	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績見込)	平成28年度 (実績見込)	平成29年度 (見通し)
県内総生産(億円)	40,511	41,952	42,964	43,860
県内総生産伸び率	4.4%	3.6%	2.4%	2.1%
1人当たり県民所得(千円)	2,129	2,195	2,229	2,261
就業者数(千人)	645	671	681	687
失業率	5.6	4.8	4.2	4.0

資料:「平成29年度 経済の見通し」(平成29年3月、沖縄県企画部)

(3) 全産業における建設産業の位置

1) 総生産の推移

- 建設業の総生産は平成 20 年から再び増加傾向にあり、平成ピーク時の 90% 程度まで増加している。
- 総生産に占める建設業の割合は、全国に比べ高い状況で推移している。

県内建設産業の総生産高は平成 26 年に 3,903 億円と近年で最も低かった平成 19 年(2,662 億円) よりも 1241 億円増加しており、平成のピークである平成 5 年度(4,293 億円) の 90% 程度までになっている。

国内および県内総生産に占める建設業の割合は、全国的には 5% 程度で横ばい状況にあるが、沖縄県においては平成 26 年には 9.6% と平成 13 年を超えており、県経済に占める建設業の比重が高い状況で推移している。

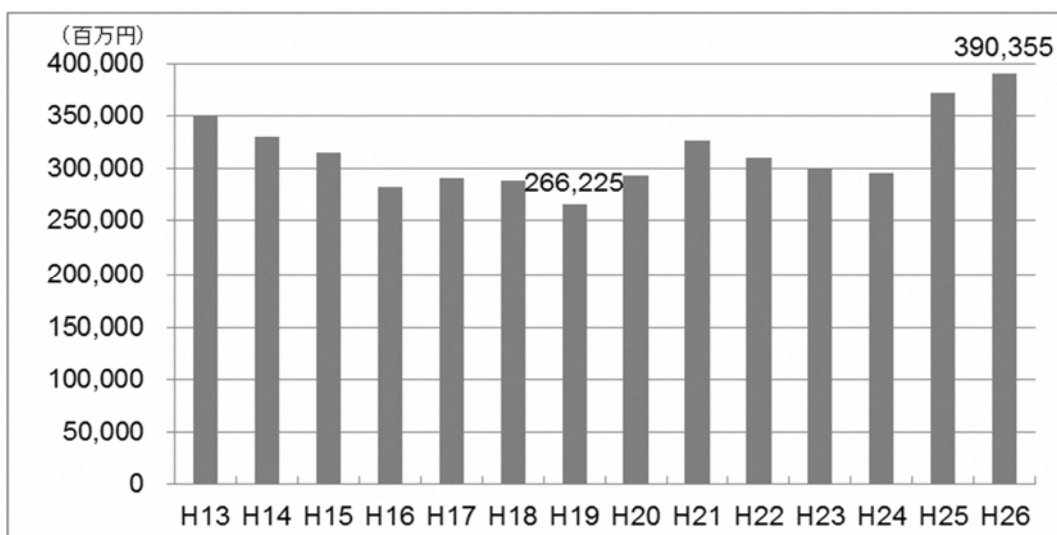


図 2-5 県内建設産業総生産の推移

資料:「平成 26 年度 県民経済計算」(平成 28 年 12 月、沖縄県企画部)

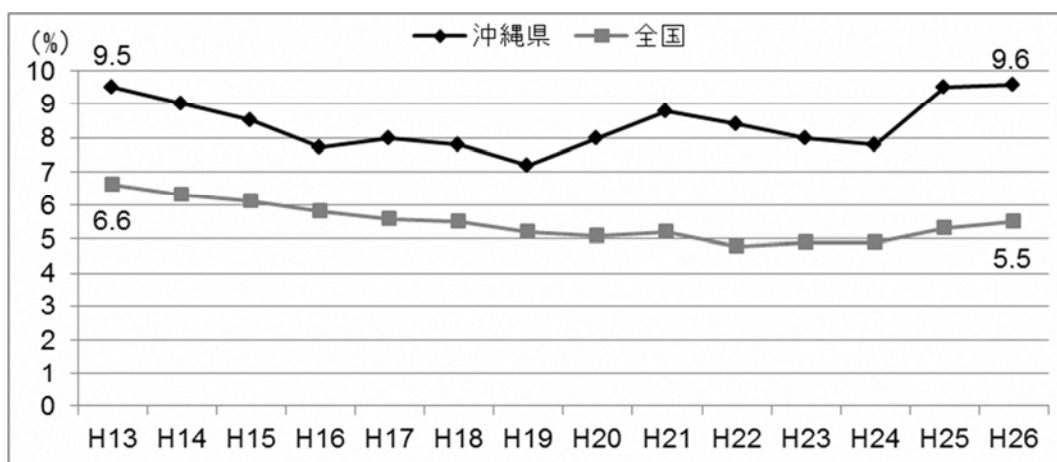


図 2-6 国内及び県内総生産に占める建設業の割合

資料:「平成 26 年度 県民経済計算」(平成 28 年 12 月、沖縄県企画部)

2) 就業者数の推移

- 県内の就業者数は増加傾向にあるが、建設業は7万人程度で推移している。
- 全就業者数に占める建設業の割合は10%超と全国より高いものの、全国と同様に減少傾向にある。

本県の平成28年の全産業の就業者数は67.9万人で、平成27年に比べ1.5万人増加した。建設業においては平成28年は7.0万人と前年より減少したものの、平成24年以降は7.0～7.2万人で推移している。

全産業の就業者数に占める建設業の割合は全国的に減少傾向にある。沖縄県では全国よりも高い10%以上を占めているものの、全国と同様に減少傾向を示している。

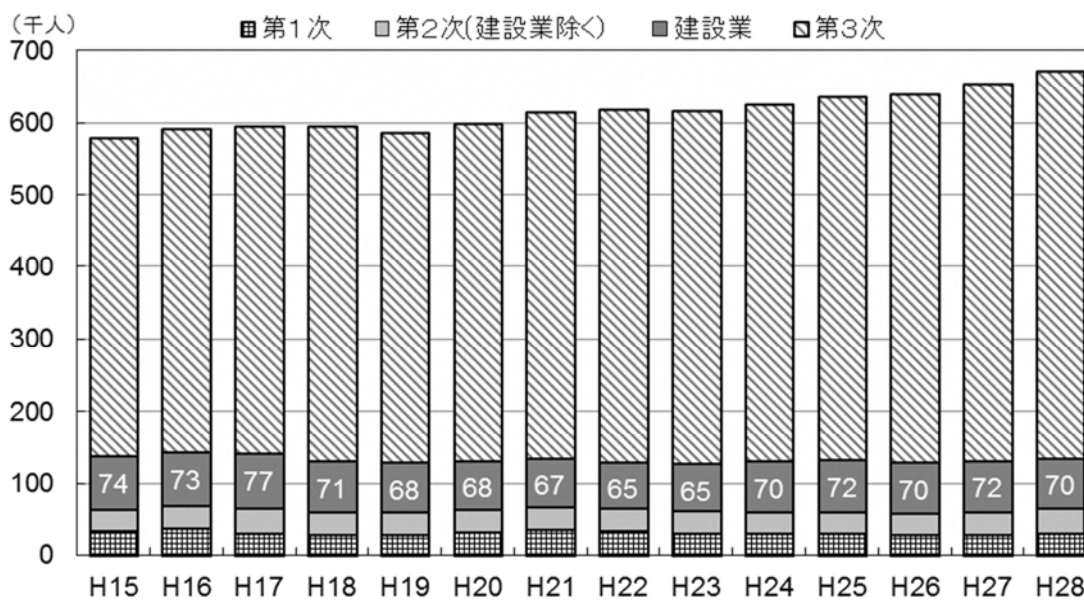


図 2-7 産業別就業者数(年平均)の推移

資料:「労働力調査」(沖縄県企画部)

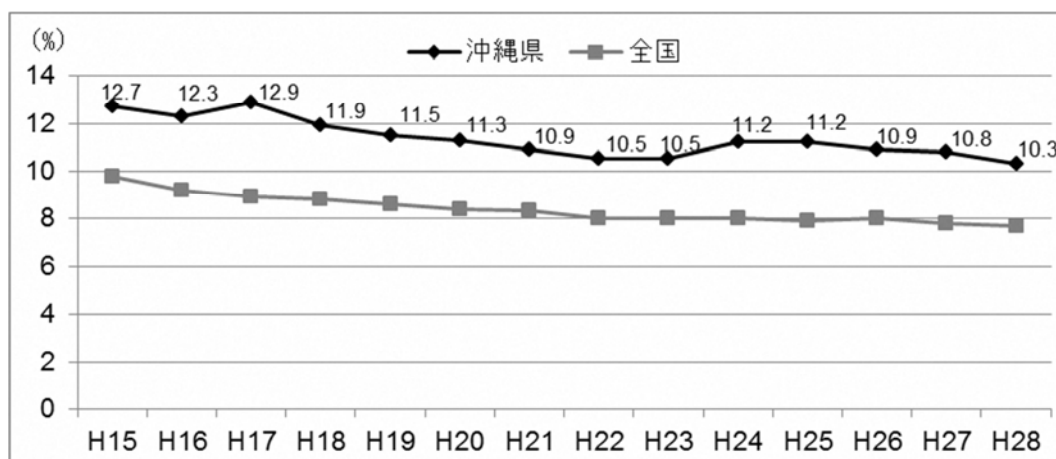


図 2-8 国内及び県内就業者数に占める建設業の割合

資料:「労働力調査」(平成29年1月、内閣府労働統計局)

(4) 建設投資額の推移

- 建設投資額は、平成19年を底として増加傾向にある。
- 公共投資の比率は、5割弱と全国に比べ高い。
- 土木工事よりも建築工事の比率が高くなっている。

平成29年における本県の建設投資額（見通し）は8,300億円で、平成のピークである平成5年と同程度であり、近年で最も低い平成19年に比べ3,053億円増加しており、平成25年以降は増加傾向で推移している。

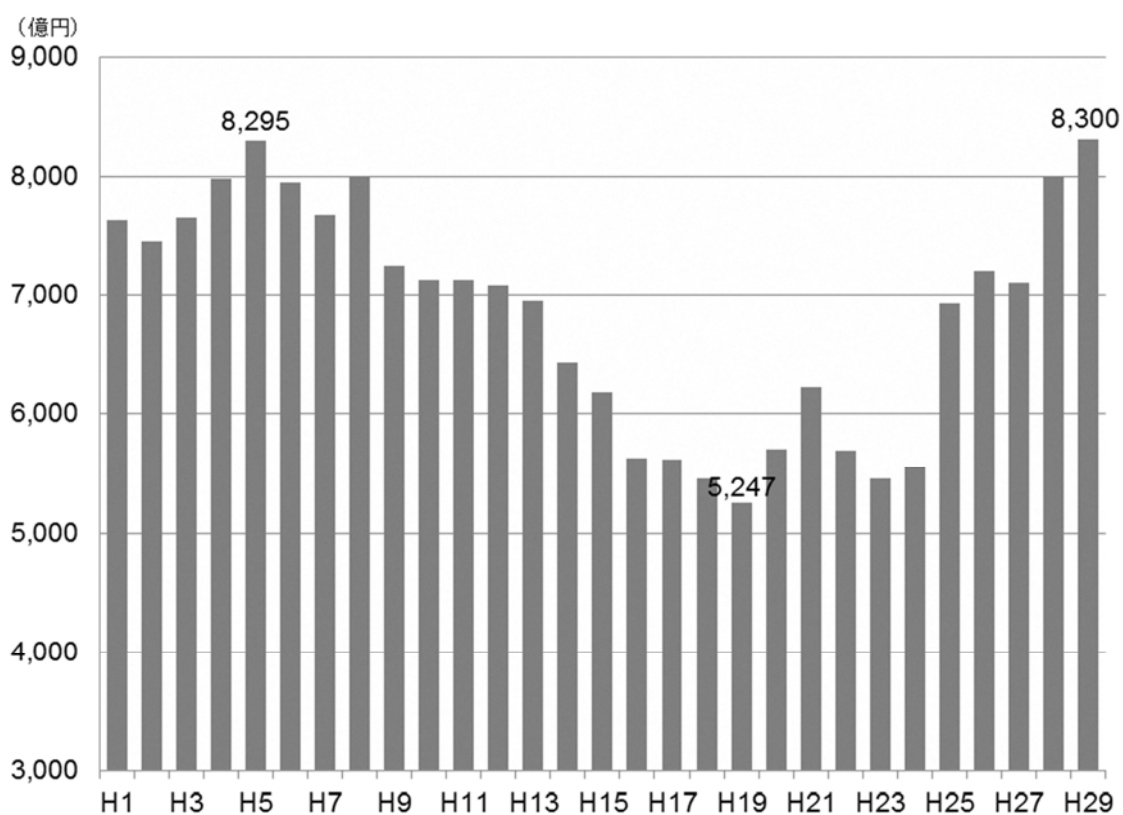


図2-9 県内建設投資額の推移

資料：平成29年度建設投資見通し（平成29年6月、国土交通省）

注意：建設投資額の平成27、28年は見込額、平成29年は見通し額。

本県の総建設投資額に占める公共投資の比率は、平成10年(62.9%)をピークに減少傾向が続き平成20年(42.8%)に底を迎えた後、増加に転じ平成26年では50.0%となっている。本県は、全国に比べて10ポイント以上高い状態が続いていたが、近年その差は縮まりつつある。しかし、依然として公共工事に依存していることが伺える。

建設投資額は「土木工事」と「建築工事」に分けられ、本県では平成15年までは土木工事が概ね5割を超えていたが、その後減少に転じ、平成18年以降は全国を下回り、現在は4割前後で推移している。

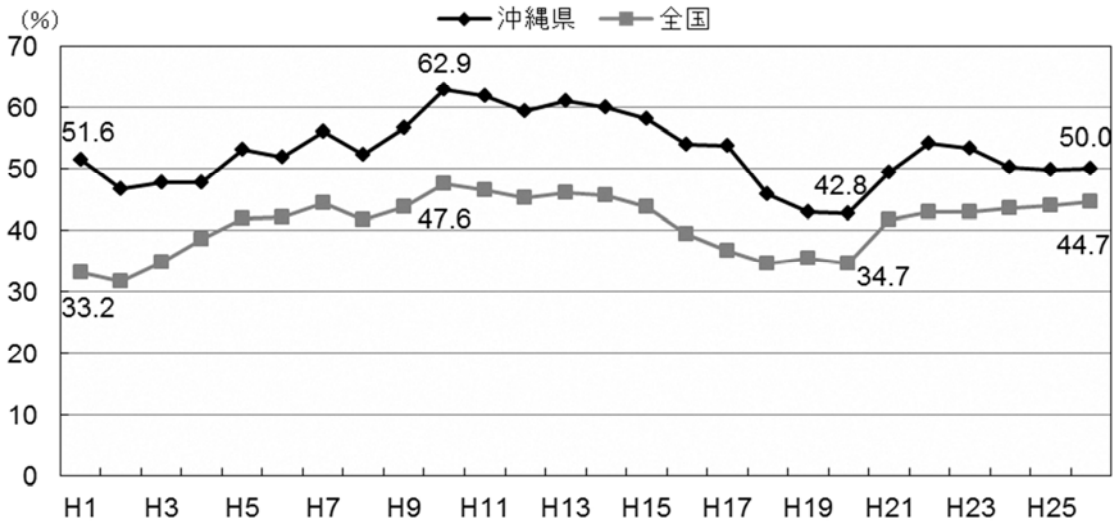


図 2-10 総建設投資額に占める公共投資の比率推移

資料：平成29年度建設投資見通し(平成29年6月、国土交通省)

注意：建設投資額の平成27、28年は見込額、平成29年は見通し額。

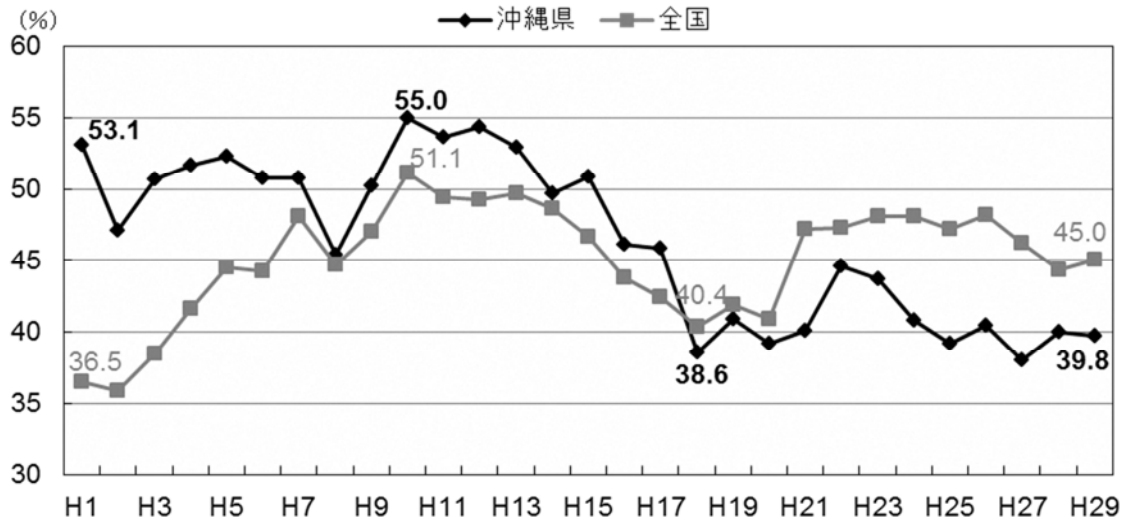


図 2-11 建設投資額に占める土木工事の割合

資料：平成29年度建設投資見通し(平成29年6月、国土交通省)

注意：建設投資額の平成27、28年は見込額、平成29年は見通し額。

(5) 建設関連業者数

1) 建設許可業者数

- 沖縄県の建設許可業者数は、平成 25 年を底に微増で推移している。
- 1 社当たりの建設投資額は、ここ数年増加傾向にあり、全国と比較しても本県は高い。

沖縄県の建設業許可業者数は平成 12 年の 5,640 社をピークに減少を始め、平成 25 年の 4,600 社で最低となり、平成 27 年は 4,699 社と微増で推移している。

本県の一社当たり建設投資額は平成 18~19 年に約 1 億円で最低となり、平成 27 年では 1.6 億と増加傾向にある。本県の一社当たり建設投資額は全国と比較しても高く、平成 19 年以降その差は開く傾向にある。

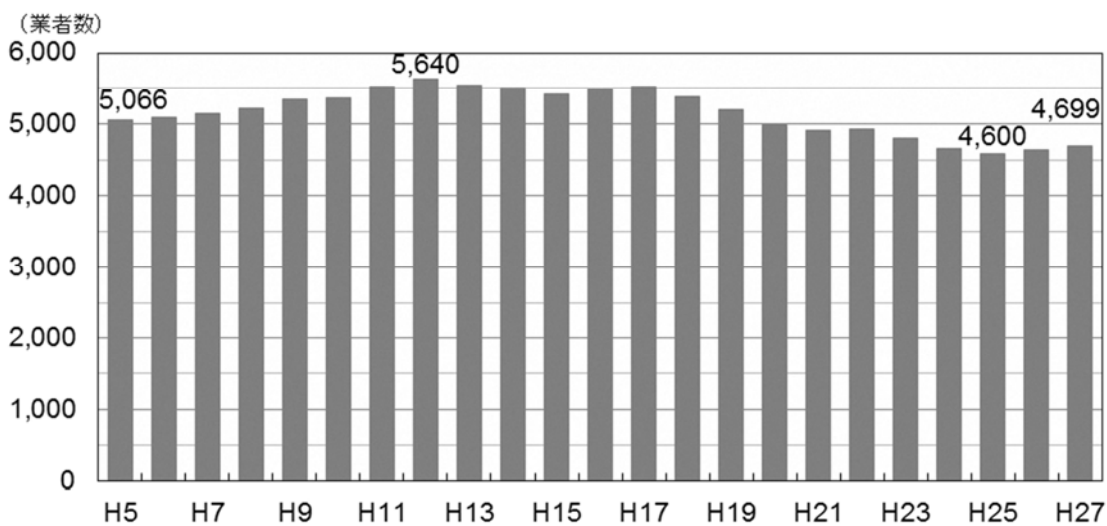


図 2-12 沖縄県建設業許可業者数の推移

資料: 県技術・建設業課資料

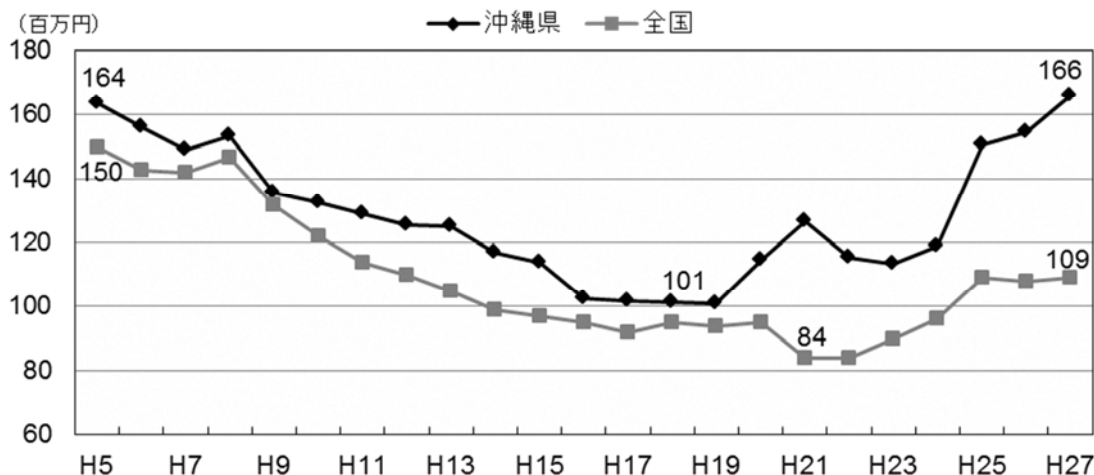


図 2-13 一社当たり総建設投資額の推移

資料: 県技術・建設業課資料

2) 建設コンサルタント業務等入札参加資格者数

- 沖縄県の建設コンサルタント業務等入札参加資格者数は、平成 25 年を底に業種別では、地質・調査を除いて減少傾向にある。
- 増で推移している。

沖縄県の建設コンサルタント業務等入札参加資格者数は平成 13 年の 1,570 社をピークに減少を始め、平成 25 年の 864 社で最低となり、平成 29 年は 922 社と微増で推移している。

業種別では建築関係コンサルタントが最も多く、次いで土木関係コンサルタントの順であった。業者数は、ほとんどの業種で減少傾向にあるが、地質及び調査は増加傾向にある。

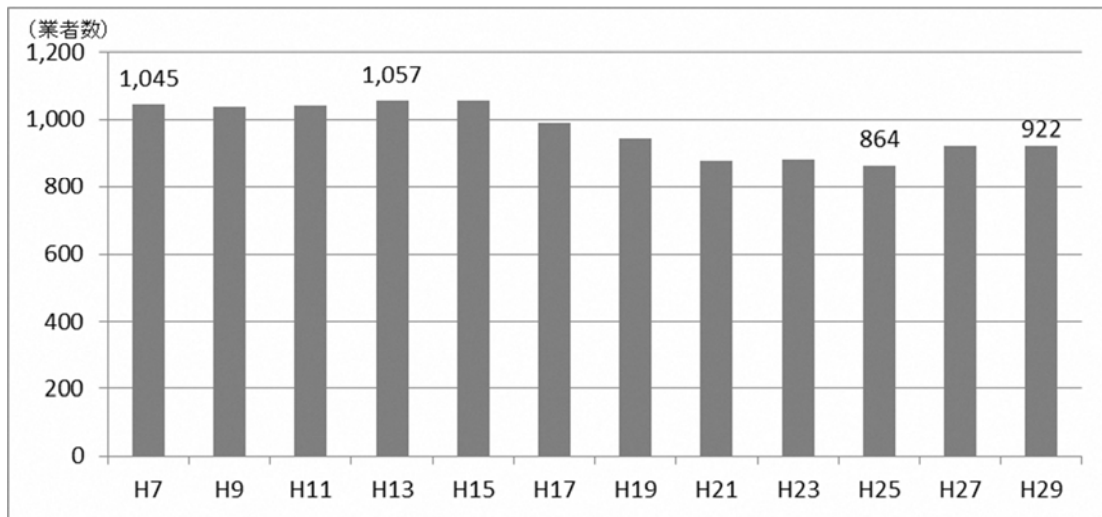


図 2-14 建設コンサルタント業務等入札参加資格者数の推移

資料: 県技術・建設業課資料

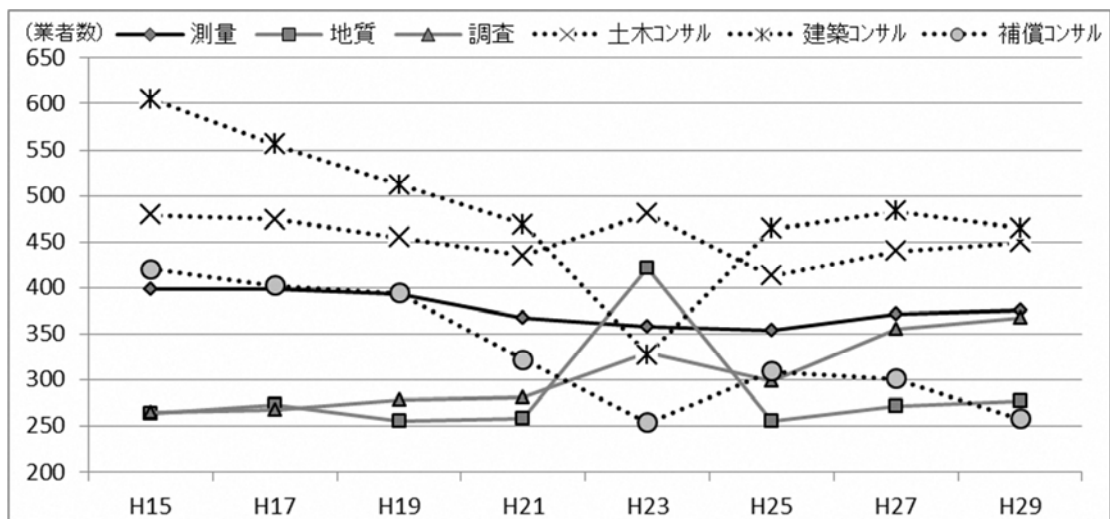


図 2-15 業種別登録者数の推移

資料: 県技術・建設業課資料

(6) 建設業における経営組織別・資本金階層別業者数

- 全国に比べて低いものの、法人化は着実に進んでいる。
- 法人企業は零細企業が多く、景気に左右されやすい状況にある。
- 全国に比べ、より多くの従業者を抱えている。

平成 28 年の県内建設業許可業者数は 4,712 業者で、法人が全体の 75.3%、個人が 24.7%となっており、全国に比べて低いものの法人化が進んでいる。

資本金階層別には、法人企業 3,549 社のうち 1 億円未満の企業が 3,517 社と 99%を占めており、平成 23 年に比べてより中小零細規模の企業が増加しており、依然として景気に左右されやすい状況にある。

従業者人数別では 1~4 人が 41.6%と最も多く、次いで 5~9 人の 31%となっている。これに対し全国は 1~4 人が 56.5%で最も多く、次いで 5~9 人で 24.7%となっており、県内建設業は 1 事業所当たり数多くの従業者を確保している状況にあることがうかがえる。

表 2-3 経営組織別・資本金階層別業者数(単位:件、(%))

区分	総計	個人	法人(資本金階層別)								
			計	2百万円未満	2百万円~5百万円	5百万円~1千万円	1千万円~5千万円	5千万円~1億円	1億円~10億円	10億円以上	
沖縄県	昭和 47年	2,282 (100.0)	2,036 (89.2)	246 (10.8)	30 (1.3)	61 (2.7)	56 (2.5)	84 (3.7)	10 (0.4)	5 (0.2)	0 (0.0)
	平成 23年	4,800 (100.0)	1,328 (27.7)	3,472 (72.3)	44 (0.9)	652 (13.6)	704 (14.7)	1,970 (41.0)	70 (1.5)	27 (0.6)	5 (0.1)
	平成 28年	4,712 (100.0)	1,163 (24.7)	3,549 (75.3)	128 (2.7)	678 (14.4)	852 (18.1)	1,774 (37.6)	85 (1.8)	27 (0.6)	5 (0.1)
全国	平成 23年	498,806 (100.0)	102,384 (20.5)	396,422 (79.5)	5,727 (1.1)	121,002 (24.3)	66,663 (13.4)	185,973 (37.3)	11,278 (2.3)	4,357 (0.9)	1,422 (0.3)
	平成 28年	465,454 (100.0)	81,898 (17.6)	383,556 (82.4)	14,143 (3.0)	110,269 (23.7)	75,862 (16.3)	166,253 (35.7)	11,605 (2.5)	4,133 (0.9)	1,291 (0.3)

資料:「沖縄県経済の概況」(平成 29 年 10 月、内閣府沖縄総合事務局)

表 2-4 従業者人数別業者数(隔年 10 月 1 日現在、単位:件、(%))

区分	合計	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上	
沖縄県	平成 13年	5,366 (100)	1,788 (33.3)	1,858 (34.6)	1,210 (22.5)	293 (5.5)	149 (2.8)	58 (1.1)	9 (0.2)	1 (0.0)
	平成 18年	4,877 (100)	1,857 (38.1)	1,619 (33.2)	997 (20.4)	212 (4.3)	133 (2.7)	49 (1.0)	7 (0.1)	1 (0.0)
	平成 21年	4,729 (100)	1,908 (40.3)	1,570 (33.2)	838 (17.7)	211 (4.5)	137 (2.9)	51 (1.1)	13 (0.3)	1 (0.0)
	平成 26年	4,290 (100)	1,785 (41.6)	1,329 (31.0)	968 (22.6)		139 (3.2)	46 (2.6)	16 (1.2)	1 (0.1)
全国	平成 21年	583,616 (100)	321,506 (55.1)	150,799 (25.8)	74,603 (12.8)	18,573 (3.2)	10,826 (1.9)	5,001 (0.9)	1,700 (0.3)	262 (0.0)
	平成 26年	515,079 (100)	291,229 (56.5)	127,382 (24.7)	79,466 (15.4)		10,074 (2.0)	4,789 (0.9)	1,429 (0.3)	238 (0.0)

資料:「事業所・企業統計調査」、平成 26 年は「経済センサス」

注意:不明があるため合計と各和は一致しない。

(7) 建設業の倒産の状況

- 県内建設業の倒産件数は着実に減少している。
- 全産業の倒産件数に占める建設業の割合も減少傾向にあり、全国との差も縮まってきている。

平成 27 年度の県内における企業倒産件数は 68 件で、ピーク時の平成 4 年度に比べ 244 件 (-78.2%) と大幅に減少しており、現在も減少傾向にある。

建設業の倒産件数についても近年減少傾向にあり、平成 27 年度は 20 件と平成 4 年度と比較して 85 件 (-80.9%) 減少している。

倒産件数全体に占める建設業の割合は、平成 18 年度の 63.9% をピークに減少傾向にあり、平成 27 年度で 29.4% となっている。また、全国との差も平成 15 年度以降の開きが徐々に縮まってきている。

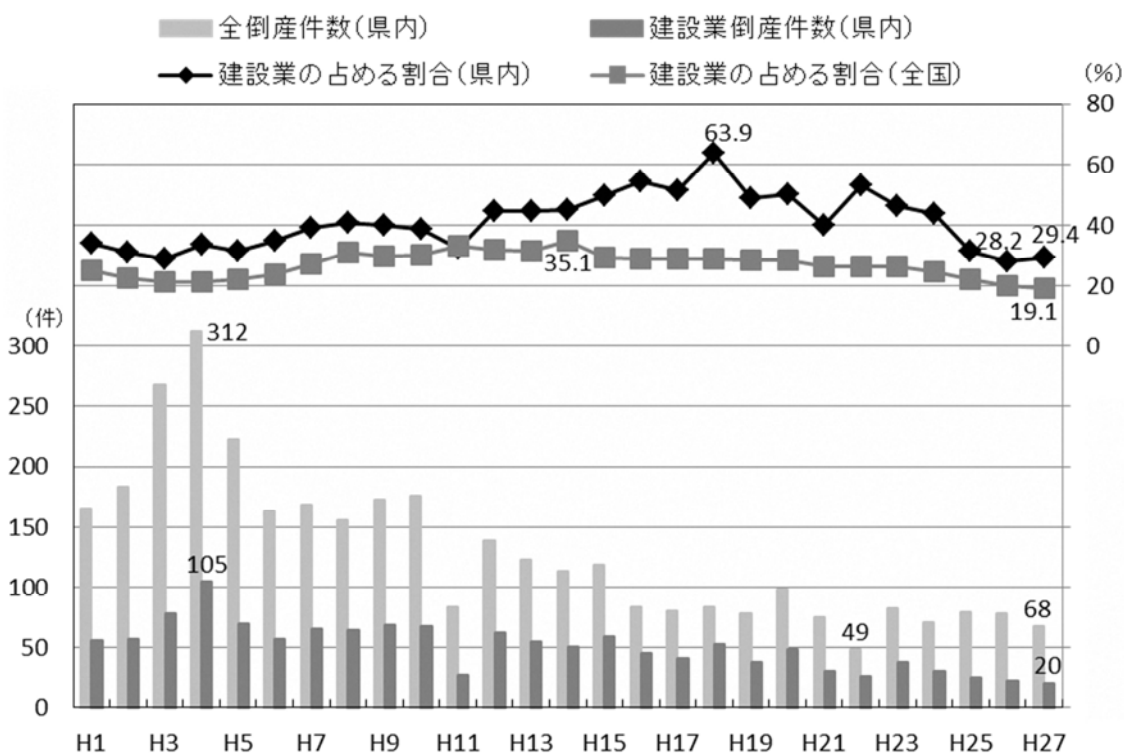


図 2-16 県内企業倒産件数の推移

資料:「企業整理倒産状況」((株)東京商工リサーチ)

(8) 就業者の状況

1) 産業別年齢構成及び技術者の新規求人状況

- 建設業は他の第二次産業や第三次産業に比べ、若年労働者の占める割合が低い。
- 技術者の新規求人倍率は増加傾向にある。

県内の建設業就業者は52,335人で全就業者の8.9%を占めている。

建設業の年齢構成は、他の第二次産業や第三次産業に比べ50歳以上の割合(44.7%)が高く、他の年齢は低くなっており若年労働者の不足が伺える。

県内の建築・土木・測量技術者の新規求人倍率は近年増加傾向にあり、平成28年12月には6.76倍まで上昇しており、労働者の不足を反映していると考えられる。

表 2-5 県内年齢階級別就業者数 (単位：人、%)

	合計		第一次産業		第二次産業 (建設業除く)				第三次産業	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
15～29歳	98,027	16.6	2,475	4.9	4,264	13.2	6,078	11.6	86,304	18.0
構成比	100.0		2.5		4.3		6.2		88.0	
30～39歳	128,904	21.9	4,674	9.3	6,847	21.1	10,261	19.6	109,255	22.8
構成比	100.0		3.6		5.3		8.0		84.8	
40～49歳	138,717	23.5	6,224	12.4	8,299	25.6	12,618	24.1	114,428	23.9
構成比	100.0		4.5		6.0		9.1		82.5	
50歳以上	223,986	38.0	36,992	73.4	12,986	40.1	23,378	44.7	168,323	35.2
構成比	100.0		16.5		5.8		10.4		75.1	
合計	589,634	100.0	50,365	100.0	32,396	100.0	52,335	100.0	478,310	100.0
構成比	100.0		8.5		5.5		8.9		81.1	
うち女性	264,710	44.9	12,701	25.2	11,863	36.6	6,289	12.0	240,059	50.2
構成比	100.0		4.8		4.5		2.4		90.7	

資料：「平成27年国勢調査」

注意1：「構成比」は年齢階級別における各産業就業者数の比、「比率」は各産業における年齢階級別人口の比

注意2：不明があるため合計と各和は一致しない

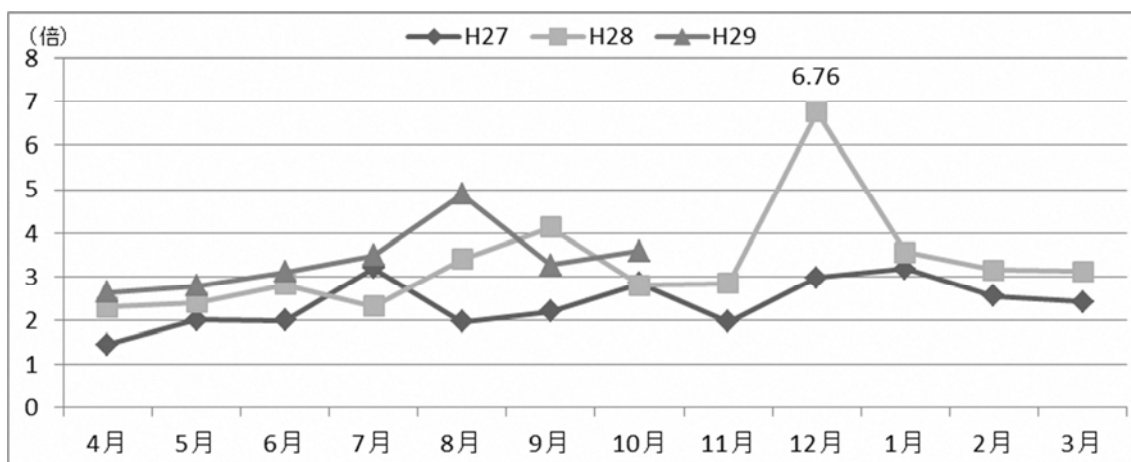


図 2-17 沖縄県の建築・土木・測量技術者の新規求人倍率

資料：「職業安定月報」(沖縄労働局職業安定部)

2) 女性就業者

- 県内建設業における女性就業者の割合は、他産業に比べて最も低い。
- 建築業の半数以上の企業で育児休業制度を採用していない。

県内における女性の建設業就業者は約 8,000 人で就業者の 11.4% を占めており、他の産業に比べて低い。

その他、育児休業制度を採用していない建設企業は 55.1% となっている。

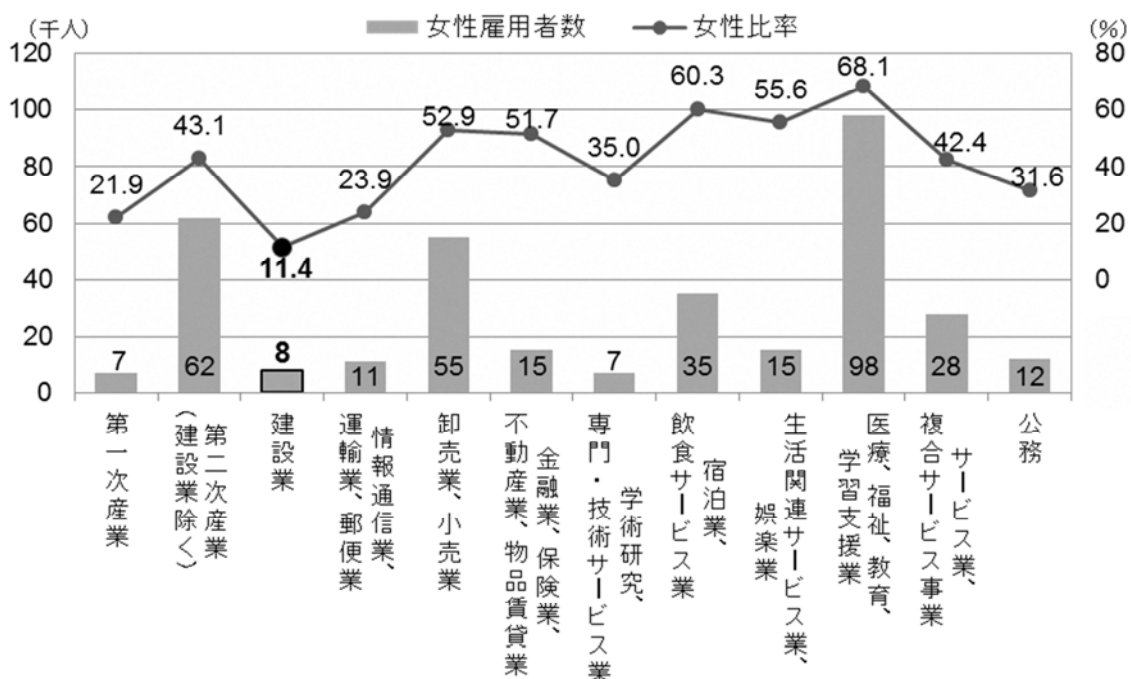


図 2-18 県内産業別女性就業者

資料:「平成 28 年度労働力調査(平成 29 年 1 月、沖縄県企画部)」

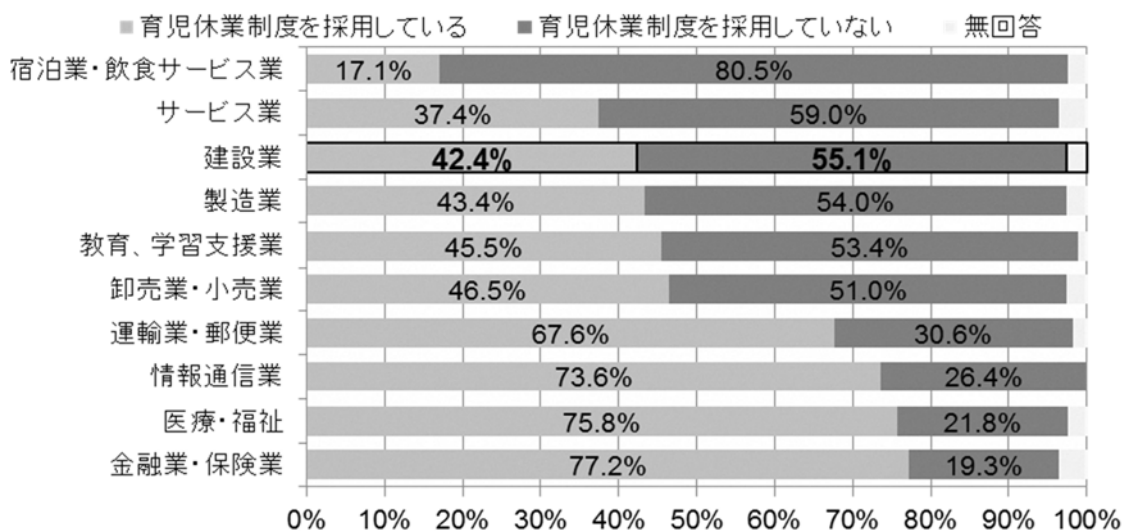


図 2-19 業種別育児休業制度の有無

資料:「平成 26 年度沖縄県労働環境実態報告書(平成 27 年 3 月、沖縄県商工労働部)」

3) 外国人労働者

- 県内における外国人労働者は増加傾向にある。
- 建設業の割合は他産業に比べて低いが、前年度に比べ増加している。

県内の外国人労働者は全国の0.5%と低いものの増加傾向にあり、平成28年で5,971人となっている。建設業は478人（県内就業者の0.9%）と他産業に比べやや低い状況であるが、平成27年度（262人、0.5%）に比べ増加している。

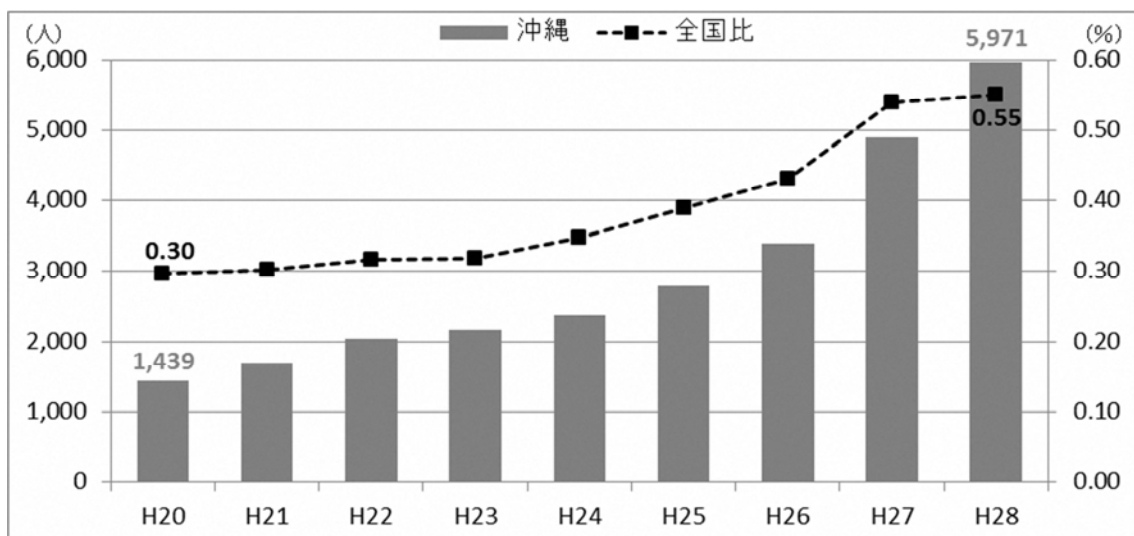


図 2-20 県内外国人労働者の推移

資料:「外国人雇用状況の届出状況(厚生労働省)」

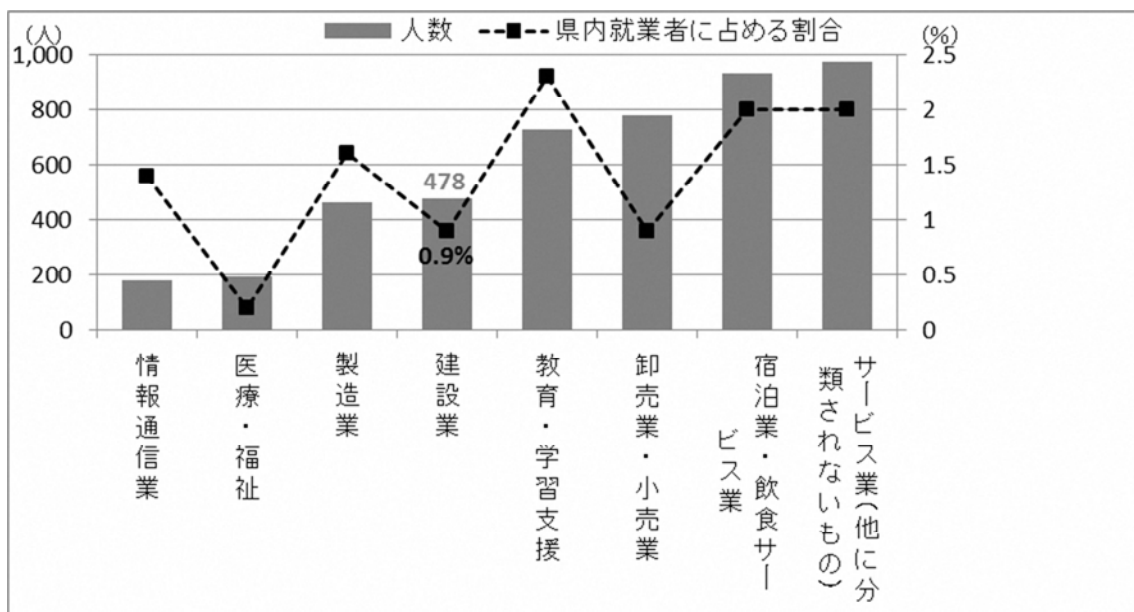


図 2-21 県内産業別外国人労働者

資料:「外国人雇用状況の届出状況(厚生労働省)、平成27年国勢調査」

(9) 労働環境

1) 月労働時間の推移

- 県内建設業従業者の労働時間は全国より長く、170 時間台を推移している。
- 県内の全産業の中では長時間労働の傾向にある。

県内建設業従業者の労働時間は、平成 28 年に 177.8 時間と全国（171.3 時間）に比べ長く、経年的には概ね 170 時間程度で推移している状況にある。

全産業比は常に 100%を越えていることから、建設業は長時間労働の傾向にあることが伺える。

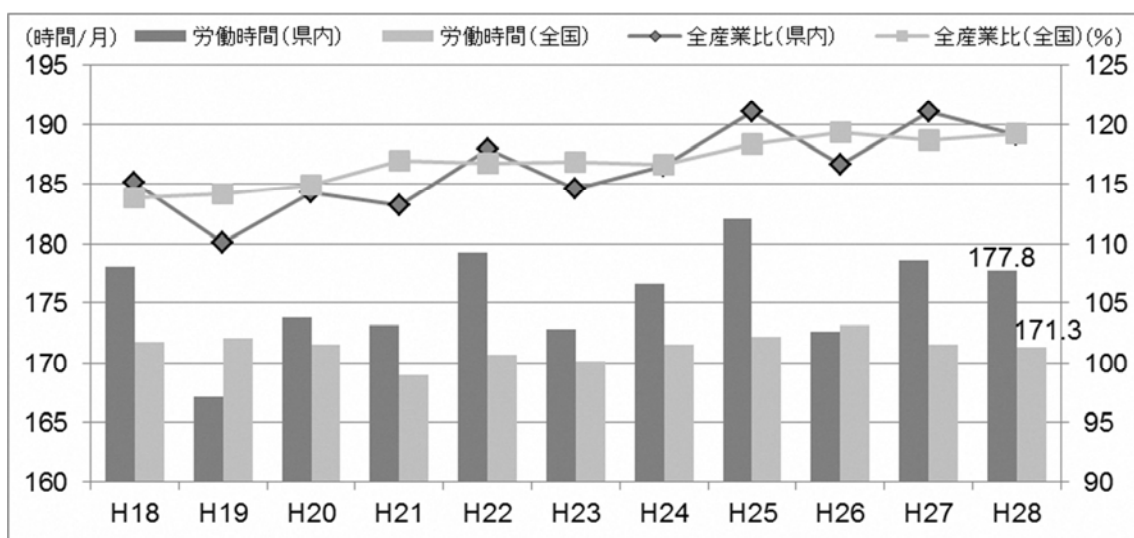


図 2-22 建設業における労働時間の推移(従業員 5 人以上)

資料:「毎月勤労統計調査」(沖縄県、厚生労働省)

2) 月現金給与額の推移

- 平成 28 年の建設業の給与額は、26.9 万円と全国に比べて低いものの、県内の全産業の中では高い方にある。
- 設計単価、労務単価とも増加傾向にあるが、現在では労務単価が設計単価を上回っており、その差が年々開きつつある。

県内建設業従業者の毎月の給与額は、平成 28 年で 26.9 万円と全国（38.6 万円）に比べて低い状況にあり、現在は平成 23 年（34.5 万円）をピークに減少傾向にある。全産業比は概ね 100%を越えており、県内の全産業の中では給与額は高い状況にある。

設計単価と労務単価は平成 25 年以降、労務単価が上回っており、その差が拡大しつつある。

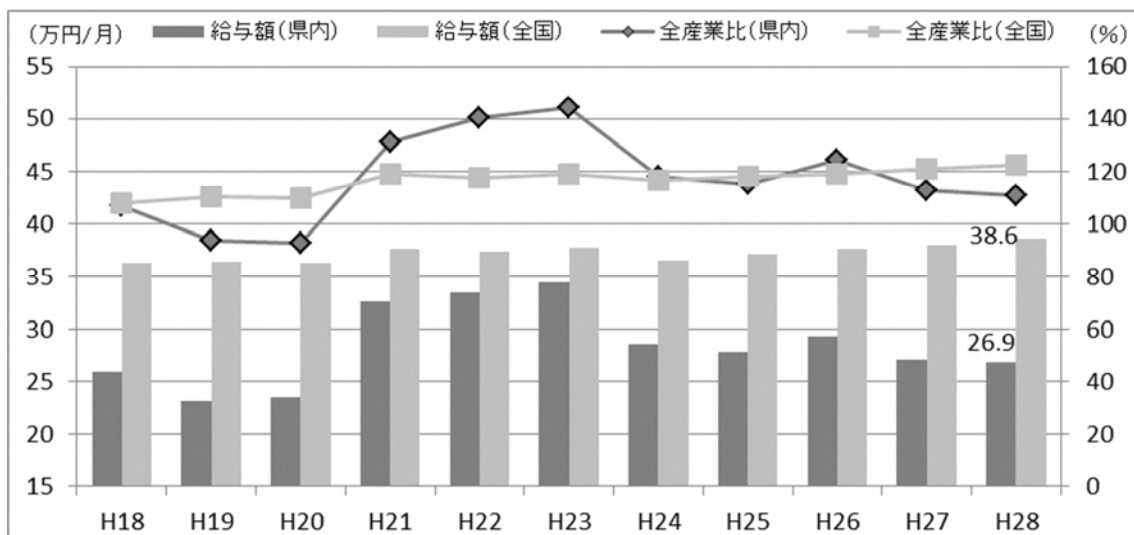


図 2-23 建設業における現金給与額の推移(従業者 5 人以上)

資料:「毎月勤労統計調査」(沖縄県)

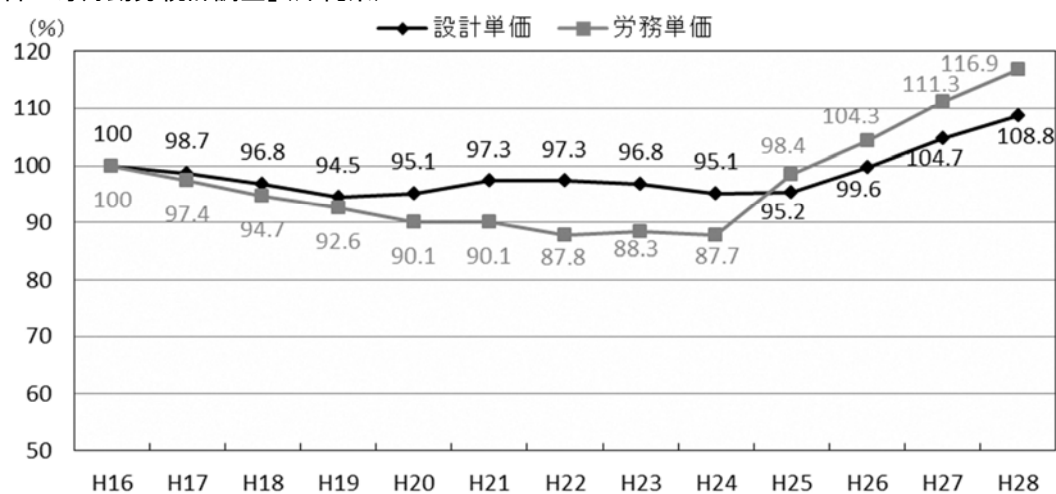


図 2-24 労務単価の推移

資料: 県土木企画課資料

注:平成 16 年を「100」とした。設計単価、労務単価は各単価を平均し算出した。

3) 死亡災害発生件数

- 建設業は全産業の中では労働災害（死亡事故）の発生する件数が多く、危険を伴う職業となっている。

県内における建設業の労働災害（死亡事故）は、平成元年以降で年間5～7件程度発生しており、平成28年は2件であった。

全産業に占める建設業の死亡事故件数の割合は、平成28年で40%と高い割合となっており、危険を伴う職業であることが伺える。

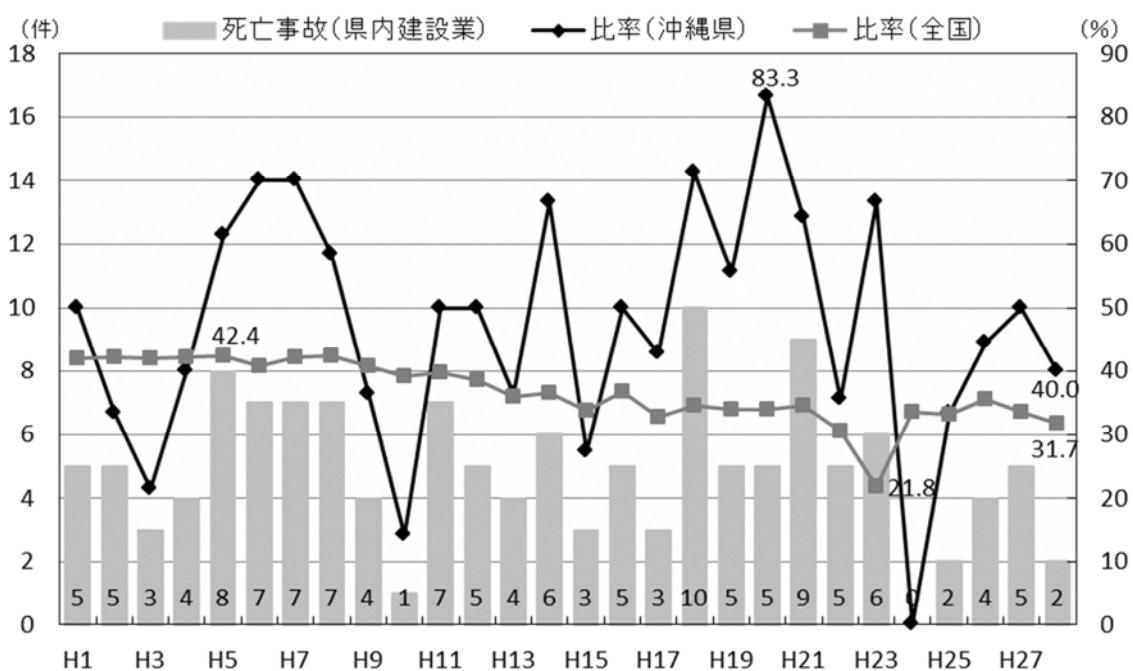


図 2-25 県内建設業における死亡災害発生状況

資料:「労働災害発生状況の推移」(沖縄労働局)、「労働災害統計」(厚生労働省)

注意:「死亡事故」は建設業における発生件数、「比率」は全産業の発生件数に対する建設産業の比。

(10) 米軍発注工事の状況

- 県内における米軍調達額は増加傾向にあり、本県の米軍調達額が日本全体に占める割合は3割前後となっている。

米軍が発注する日本全体における建設・運輸等の契約金額は、平成26年にかけて年々増加基調で推移していたが、平成27年には前年から320百万ドル減少し1,164百万ドルとなっている。

日本全体における県内受注額は平成14年に10%を割ったものの、その後増加を続け平成22年には35.8%に達し、平成27年は28.2%となっている。

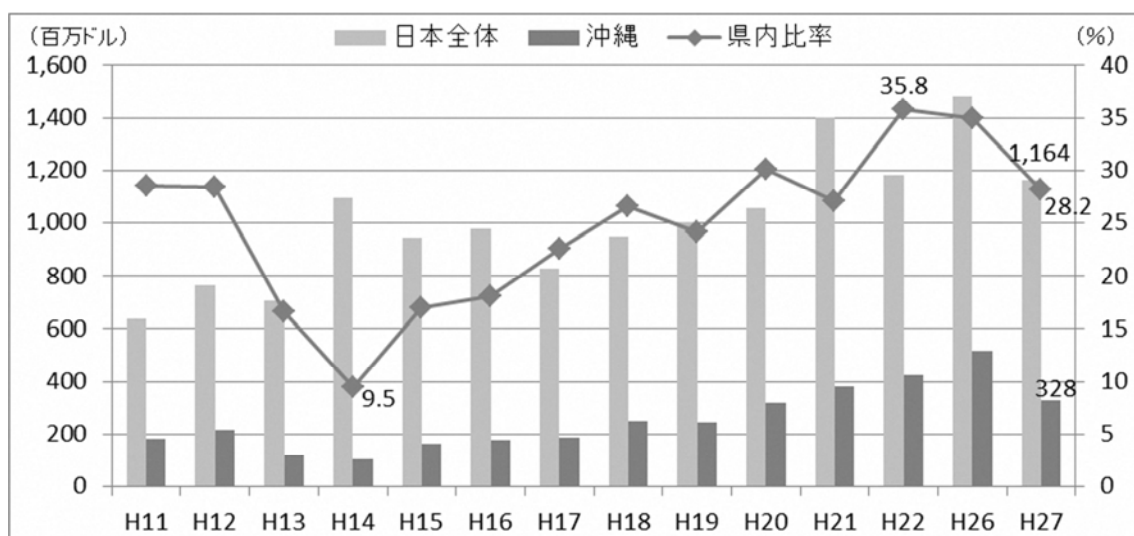


図 2-26 米軍調達額の推移

資料: 株式会社 沖縄建設新聞

(11) 海外の建設市場

- 海外建設受注実績は高水準であり、日本企業の海外進出が進んでいる。

我が国の2015年度海外建設受注実績は1兆6,825億円(1,764件)となり、前年度に比べ1,329億円(223件)減少したが歴代2番目の高水準となっており、日本全体で海外進出が進んでいることがうかがえる。県内では「沖縄県建設産業グローバル化推進事業」など、海外進出に向けた展開を始めている。

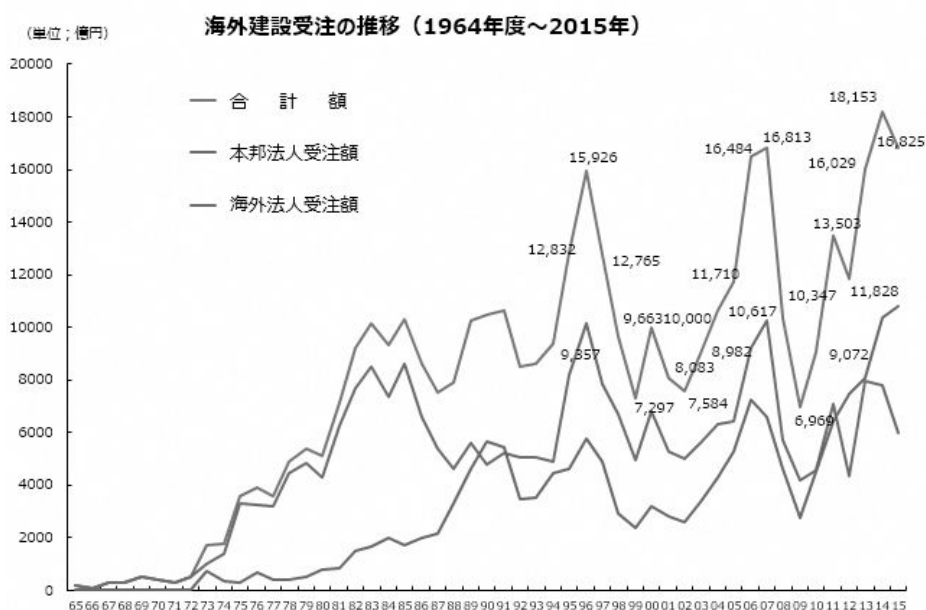
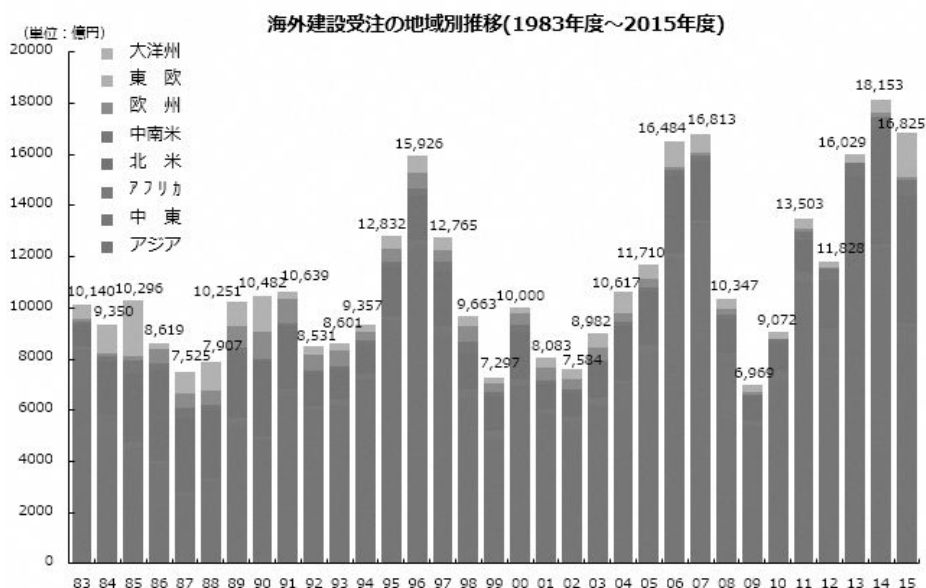


図 2-27 海外建設受注実績の推移(上図:地域別推移、下図:法人設置箇所別推移)

資料:一般社団法人 海外建設協会 HP

注意:本邦法人とは日本企業が国内に会社を設立していることで、海外法人とは日本企業が海外の現地で会社を設立していることをいう。

2 アンケート、ヒアリング等における県内建設産業の現状

建設産業ビジョンの対象となる県内民間企業等に対し、建設産業ビジョンに関する動向や需要の把握、具体例の把握を目的としてアンケート及びヒアリングを行った。

表 2-6 アンケート調査及びヒアリング概要

年度	方法	期間	回答数	目的
平成 26年	アンケート (Web)	12月15日 ～1月16日	230	建設産業ビジョン全体に関する動向や需要の把握
	ヒアリング (対面聞き取り)	1月26日 ～2月24日	20	アンケート結果に関する詳細ヒアリング
平成 27年	アンケート (Web、Fax)	9月1日 ～10月13日	230	建設産業ビジョンの主要課題に関する動向や需要の把握
	ヒアリング (対面聞き取り)	11月10日 ～12月22日	18	若年労働者、女性活用等に関する詳細ヒアリング 離島における現状・課題の把握
平成 28年	ヒアリング (対面聞き取り)	12月9日 ～12月20日	10	建設産業ビジョンや各業界における動向や課題の把握

【建設産業の現状についての意見】

1. 建設産業の改革推進について

- ①大規模災害については、県外への防災対策はある程度できているが、今後は県内における防災対策の対応が必要だと思う。
- ②鉄軌道が将来の建設業のカギとなると思う。

2. 経営環境の改善について

- ①10年前に比べると景気は回復している。
- ②近年は倒産する会社が少ない。
- ③建設業の利益率が低い(3～4%)。
- ④近年、助成金の活用など支援制度を積極的に行っている。しかし、建設業全体では支援制度を活用している所が少ない。
- ⑤建設業に特化した支援制度メニューが少ない。

3. 技術力の維持・向上について

- ①現在はストック型社会の考え方が普及してきているため、維持・管理の技術を伸ばしていく必要があると思う。
- ②資格者の育成を行ってきた結果、業界によっては一定の技能者の確保はできている。今後は資格の高度化や指導力の養成などスペシャリストを育てる必要がある。
- ③委員会に大学の先生を入れ、意見を伺うなど他の専門家との連携は行っているが

技術力の向上を目的とした産官学連携はまだない。

4. 合併・協業化や新分野進出について

- ① 合併・協業化については、現在はなくなっている。逆に業界によっては独立など分裂の方向にある。
- ② 経営環境も変化した現在では、新分野への進出は必要ないような気がする。
- ③ 今後は建てるだけでなく、維持管理の分野が重要になってくる。

5. IT化への対応

- ① IT技術の講座を開催し顧客満足度に応えきれない人材育成を心がけている。
- ② IT技術の進歩に年配の世代が取り残されている。
- ③ 新技術の導入についていけるかが課題になってくる。
- ④ 本ビジョンにおける IT 技術の中身とは変わってきていると思う（CALS/EC[公共事業支援統合情報システム]⇒ICTへ）。
- ⑤ 新技術の活用として、ドローン体験の場の創出を実施している。
- ⑥ 新技術の導入には初期投資がかかるため、慎重に判断する必要がある。
- ⑦ 新技術導入への支援や優遇策も必要。

6. 建設産業人材の確保・育成について

【人材不足】

- ① 人手不足で新規業務を受注できない場合もある。
- ② 技術者も技能者も若手不足。
- ③ 技術を引き継ぐための中間層が不足しており、定年を迎えても再雇用するケースがある。
- ④ 安定志向が強い現在では、給与面で弱い企業に中々若手は入ってこない。
- ⑤ 技能の習得など、手当てや制度を手厚くしても人材確保につながらない。
- ⑥ 人手不足の要因には、企業における求人告知方法が弱いのではないかと思う。
- ⑦ 本土や県内大手企業に比べると県内企業は求人告知が遅く、それが新規雇用者確保に繋がらない原因の1つになっていると思う。
- ⑧ インターンシップについては、学校側で独自のネットワークがすでにあり、企業側から受入れを要請しても中々取り入れてもらえない。
- ⑨ 建設業における就職セミナーを実施している。
- ⑩ 人材確保の取組みの1つとして小中学校への講話を実施している。

【女性就業者】

- ① 女性就業者の活躍が伸びてきているが、結婚後の在宅勤務の雇用モデルを作るこ

とができれば、浸透していくと思う。

- ②最近は女性技能職も見られる。
- ③育児手当などの女性活用によるコスト増を会社や行政がどのように対処していくかの検討が必要。
- ④女性専用の更衣室やトイレ、育児手当など女性が働く環境の改善が必要である。

【外国人労働者】

- ①将来の人材確保を考えた場合、外国人労働者の活用についても考慮する必要があるのではないかと。
- ②外国人労働者の新規採用の取扱いをどうしていいのかわからない。積極的に取り入れて良いのか。現場によっては数十名単位で受け入れを行っている。

【離職状況】

- ①若者の離職率は高い。離職対策として、給与アップをしている会社もある。
- ②若い人ほど給与が少ないことから離職に繋がっている。
- ③民間企業から公務員等への流出も問題

7. 県内建設業者の受注機会の確保

- ①工事の金額が大きくなると県外の業者が受注する機会が多い。
- ②大きな事業の場合は、技術力は持っているが企業の業務経験不足など発注条件が厳しくて県内企業が参入できない場合がある。
- ③企業の業務経験の条件緩和など発注条件への配慮が必要である。大きな事業を受託できないと県内企業の技術力向上には繋がらない。

【米軍発注工事への参入状況】

- ①米軍発注工事においては、下請工事を受注している企業はある。
- ②英語が話せる人材がいなかったことがネックになり米軍発注工事に参画していない企業が多い。小さい企業は言語教育を行う資金がないのが現状である。
- ③米軍発注工事の場合は、保証金をとるボンド制度があるため資金力が少ない県内企業では、大きな工事は受注できない。
- ④米軍発注工事は、入札参加のための講習を継続的に実施している。

【海外建設工事への参入状況】

- ①海外建設工事は、言語の問題等もあり現時点では検討していない。
- ②海外建設工事は、資金力がないため、なかなか進出できない。
- ③一部の企業では、下請けとして海外建設工事に関わっている企業もあるが、赤字だと聞いている。

8. 市場環境の整備

- ① 建設業の利益率が低い（3～4%）。
- ② 設計最低価格は75%～80%となっているが、利益確保のために設計最低価格を85%まで引き上げてもらいたい。
- ③ 元請けとなる企業の社会保険加入率は高いが、末端の下請け業者には未加入がいるため行政による社会保険加入審査を強化していくことも必要である。
- ④ 研修に対する評価基準が厳しくなったため満点の評価を取ることが難しくなった。小さい団体の場合は、研修回数を増やすことが難しい状況にある。
- ⑤ 民間発注の事業を受注するには、実質かかる費用よりも見積額を低く設定しなければならぬ状況にある。

9. 経営力の強化

- ① 建設業は、「経営」に関する意識が低いと感じる。
- ② 各種支援制度を知るきっかけが少ない。
- ③ 企業のマネジメント不足を感じる。それぞれの技術を持った人達をどのように効率的に使えるかが課題だと思う。
- ④ 財務関連の講習会は実施している。

10. 建設業の魅力発信力の強化

- ① 親が建設業に持つイメージアップも必要になってくる。
- ② 建設フェスタのように建設業に関心を持ってもらえるイベントがもっと必要。
- ③ 建設業の必要性の紹介や女性活用など、目に見える形でのイメージアップが必要。
- ④ 継続性のあるイベント（事業）を行政でも実施していく必要があると思う。例えば、学校の建て替え工事の際は、現場見学を義務化するなど。

11. 労働環境の改善

- ① 新3K（給与、休暇、希望）の改善の取組みが必要。
- ② 土日休みなど労働環境の改善が必要。
- ③ 労災保険や社会保険等への加入促進も必要。
- ④ 職場環境の改善として、下請け業者への社会保険加入指導を実施中である。
- ⑤ 学歴がなくても技術を学べば安定した生活ができると言える環境づくりが必要。
- ⑥ 労働環境の改善に特化した項目が必要。

12. 建設業が今後取り組む課題の優先順位

- ① 人材育成、魅力発信、労働環境の改善が最優先だと思う。

3 「沖縄県建設産業ビジョン2013」及び「沖縄県建設産業ビジョン・アクションプログラム（後期）」の検証

「建設産業ビジョン2013」では取り組みの推進方向である「沖縄21世紀ビジョン」実現への貢献」「人財」の確保・育成」「技術の研究開発と活用」「企業の経営改革と体質強化」「公正で多様な市場環境の整備」「実効性の確保」のもとに21の取り組みの方策を設定し、この方策に対応した103のアクションプログラムに取り組んできた。

取り組み方策における実績等は以下のとおりである。

(1) 「沖縄21世紀ビジョン」実現への貢献

- 景観・環境面の対策については成果が上がっている。
- 人材の育成については一定の成果が上がっているが、今後も継続した活動が必要である。

「美ら島おきなわ」の創造への貢献」では、沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインの策定や県産リサイクル材（ゆいくる材）の利用推進など、景観の向上や環境対策などがなされてきた。

「地域における雇用の確保と産業人材の育成」では、若手建築士を対象にしたコンペの開催やものづくりマイスターの派遣など、若手を中心とした事業を展開してきたが、若年労働者の不足は続いており、女性の活用なども踏まえ、今後も継続した対策が必要である。

「大規模災害等への応援体制強化」では、行政と業界団体との研修・訓練等を中心に行い、災害発生時の体制を整えてきた。

「アジア・太平洋地域の共通課題に対する技術協力等の推進」では、JICAを通じた海外からの現地視察等の対応を行ってきた。

(2) 「人財」の確保・育成

- 研修・講習会や各種事業により、人材育成の成果が上がっている。
- 広報強化に向けた活動が展開され始めた。

「将来を担う人材の確保・育成」では、鉄筋・型枠基礎技能工育成マッチング事業や若年建設技能者等育成支援事業などによる人材育成が行われたほか、産学懇談会など人材確保に向けた活動を行ってきた。

「技術者・技能労働者の確保・育成」では、各業界団を中心に資格取得支援の事業が展開され、一定の成果を上げている。

「魅力ある就労環境づくりと広報活動等の充実強化」では、現場の安全環境の改善や各種支援によるセーフティーネットの整備を行うことで就労環境の改善を行うと共に、親子バスツアーなど広報活動強化に向けた事業が展開され始めた。

（３）技術の研究開発と活用

- 具体的な研究開発への支援・補助活動が行われた。

「新たな技術等の研究開発の促進」では、技術情報の周知等に加え、産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業といった具体的な研究開発への支援・補助活動が行われた。

「県内企業等が有する技術等の活用」では、微生物等を活用した汚染土壌の浄化処理技術開発事業など、具体的な研究開発への支援・補助活動が行われた。

（４）企業の経営改革と体質強化

- セミナー・講習会の開催による普及・啓発活動と具体的な支援事業等により一定の成果が上がっている。
- 海外進出など新市場への進出に一定の成果が上がっている。

「新たな企業戦略の構築」では、セミナー・講習会の開催による啓発活動を行うと共に県単融資事業など具体的な支援も行われた。

「企業体質の強化」では、県内建設業者の受注機会拡大など具体的な成果として表れている。

「経営基盤の強化」では、セミナー・講習会の開催による啓発活動を行うと共に各種支援事業など具体的な支援も行われたほか、電子入札については多くの企業で普及していった。

「新分野・新市場への進出」では、講習会や沖縄建設産業グローバル推進事業などにより、海外進出など新市場進出への一定の成果が上がっているが、新分野への進出については、建設需要の増大とともに減少している。

（５）公正で多様な市場環境の整備

- 「公正な市場環境の整備」では、法令遵守の徹底強化を図った。
- 「不良・不適格業者の排除」では、建設業界と行政等との連携による不良・不適格業者の排除に努めた。

「公正な市場環境の整備」では、法令遵守に関する研修・講習会等を開催し普及啓発に努めた。

「受発注・元下請関係の適正化」では、関係法令遵守に関する研修・講習会等を開催すると共にワンデーレスポンスに関する取り組みを受発注側双方で実施した。

「入札・契約制度の環境整備」では、主に総合評価方式に関する研修会等を受発注側双方で実施したほか、PFI 導入促進に向けた金融支援など具体的な事業についても実施した。

「不良・不適格業者の排除」では、現場の一斉点検や暴力団等の照会を実施した。

（６）実効性の確保

- 沖縄県建設業審議会において最低制限価格の審議を行った。
- 建設産業ビジョン推進委員会等を開催した。

「沖縄県建設業審議会の効率的な活用」では沖縄県建設業審議会を開催し、最低制限価格の範囲、算定式について見直しを行った。

「各主体の役割・責任の明確化」では、国、県等の発注者との意見交換や各工事における発注者・設計者・施工者間における三者協議の推進を行った。

「公的試験・研究機関等の活用促進」では、産学官での新技術開発事業や県内技術を活用した海外進出などに取り組んだ。

「建設産業の総合支援の実施」では、建設産業ビジョン推進委員会等を開催し、各業界団体、有識者、行政との連携により建設産業ビジョンの推進を図った。

（７）まとめ

沖縄県建設産業ビジョンアクションプログラム（後期）については、各実施主体から報告された達成率、自己評価等によると、アクションプログラムの８割前後で目標を達成しており、その取組実績は概ね良好であった。また、外部の統計資料、アンケート調査結果を利用した参考指標を設定し、ビジョンの効果についても検討を行った結果、概ね良好であった。

後期アクションプログラムの実施にあたっては、可能な限り定量的な成果指標を設定するとともに、沖縄県建設産業ビジョン及び沖縄県建設産業ビジョンアクションプログラム（後期）を着実に推進するため、沖縄県建設産業ビジョン推進委員会を設置した。その結果、後期の取組みについては一定の効果はあったと思われるが、取組みの中には県内外の社会経済状況の変化に対応しきれていないものも見られ、次期ビジョンでの対応が求められた。

4 沖縄県の建設産業における現状と課題

沖縄県における建設産業は、本県の経済と雇用を支える重要な基幹産業であるとともに社会資本整備の維持に欠かせない産業である。さらに、災害時の守り手として県民の安全・安心の確保等のため、重要な役割を担っていることを再認識する必要がある。

近年の県経済の順調な回復を背景に、企業の経営状況は好転しているものの、担い手不足による企業経営への影響や建設企業の減少により社会資本の維持管理へ支障を来す可能性があること、さらには、小規模自治体における発注体制の維持が困難になるなど、今後の建設産業の持続的な発展への影響が懸念されている。

このような状況の中、持続的な建設産業の発展のために、企業の経営力強化や新たな技術の活用による生産性の向上、労働環境の改善等による建設産業の魅力発信や入札・契約制度の環境整備を行うことなど、建設企業、建設業界団体、行政機関等の各主体が連携し取り組んでいくことが求められる。

＜人材の確保・育成＞

（１）担い手の確保・育成

少子・高齢化の更なる進展や若年労働者の減少、中間層の不足等が技能継承等に影響を及ぼし、建設産業の健全な発展に支障をきたす恐れがあることから、今後は若年労働者を中心とした人材の確保とその育成に努めていくことが重要である。また、女性労働者や外国人労働者など幅広い人材の活用に向けた検討が必要になってくる。

（２）労働環境の改善

労働時間の長さや給与の低さ、現場の危険性の高さなど、建設業における労働環境の課題が建設業への入職の妨げあるいは離職の遠因と考えられる。今後は新 3K（給与、休暇、希望）に向けた週休2日や社会保険未加入対策の推進、さらには安全管理の徹底、育児休業制度の活用促進等による労働環境の改善が必要である。

＜人材の確保・育成及び地域の安全・安心の確保＞

（３）建設産業の魅力発信の強化

建設産業は、地域の暮らしや産業の基礎となる住宅、道路、河川、港湾等の社会基盤の造り手であり、人々の生活を豊かにするとともに、地域の雇用の受け皿として、技術や技能を持つ人を育て・守り・活かす産業である。また、大規模災害時にはいち早く復旧支援にあたるなど、県民の命を守る産業でもある。

近年、建設産業の社会的役割や重要性が再認識されつつあるが、まだまだ不十分な状況である。したがって、今後も継続して子どもや学生だけでなく保護者や教育機関においても、建設業における社会的役割の認知や評価が適切になされるよう産学官民が協力して魅力の再構築と情報発信の強化を図る必要がある。

＜企業の経営力強化＞

（４）企業の経営力強化

建設投資の回復により、景気は拡大傾向にあるが、他産業に比べ建設業は収益率は低く、受注競争は依然激しい状況にあるなど、経営環境は不安定となっている。今後も競争社会を企業が生き残っていくためには、人材育成、新市場進出、技術力向上など、自社の経営資源や得意分野を生かすための方策を講じることが求められている。これらを実施する上で、健全経営の実現に向け経営者講習への参加や各種支援制度の活用など企業の経営体質を改善し、収益率を確保できる経営力の強化が必要である。

＜公正で多様な市場環境の整備＞

（５）県内建設業者の受注機会確保及び市場環境の整備

建設投資は増加傾向にあるが、その約５割を占める公共投資においては、発注条件により県内企業が業務を受注できない事例もある。島嶼県である沖縄では、大規模災害発生時に即応できる県内企業が必要であることから、国直轄を含む公共事業の発注条件等の見直しによる、地元中小建設業者の受注機会の確保について継続して取り組んでいく。また、県外企業が参入する中であっても、県内企業が健全に成長できる市場環境の整備が必要である。その他にも民間資金の活用や米軍発注工事、海外建設事業への参入など、経営の多様化に向けた新たな市場開拓を促進することが求められる。

＜技術の研究開発と活用＞

（６）技術力の維持・向上

将来的な技術者・技能労働者の不足が懸念される中、建設産業は今後とも利益率を確保しながら低コストで良質な社会資本を整備・提供していくことが求められている。また、ストック型社会の普及による社会資本整備の長寿命化が求められる中、各企業は時代のニーズに応じた技術力の向上に努める。さらに、技術力に加え指導力も備えたスペシャリストの育成など、他社との差別化や競争優位性の確保を図っていく必要がある。

（７）ICT技術の活用

情報化社会が急速に進展する中、近年はIT（情報技術）からICT（情報通信技術）を活用した生産性向上や人材育成が求められており、建設業においてもICTを活用した技術習得のための講習会の実施など迅速かつ適切に対応していく必要がある。また、新技術の導入に向けた支援や優遇策の検討も必要である。

第3章 沖縄県の建設産業の将来像

1 策定に当たっての基本的な考え方

「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向け、県内建設産業が抱える諸課題に対応し、健全な発展を図っていくためには、建設企業、建設業界団体、行政機関等の各主体が、それぞれの役割を十分認識するとともに、各主体間で連携を図りながら、建設産業活性化に向けた各種取組を連携・協働のもと総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

建設産業ビジョンでは、各建設企業、建設業界団体の「自助努力」を基本としながら、官民連携して建設産業の労働環境の整備に取り組み、建設産業に期待される社会的役割を通して、新たな人材の確保・育成を行い、美ら島おきなわの創造に貢献できる持続可能な建設産業の推進を図ることとする。

2 沖縄県の建設産業の将来像と取組の基本的方向

(1) 2030年の将来像

県内の建設業界は人材不足や高齢化、インフラの老朽化など、時代の環境変化への対応が求められており、建設産業活性化の推進のため、「建設産業界の自助努力」及び「働きやすい労働環境の整備」を図り、官民連携して取り組んでいく必要がある。

このため、上位計画である「沖縄21世紀ビジョン」等の実現に向け、「建設産業ビジョン2018」を計画的・総合的に推進するために、2030年の将来像を「新たな人材の確保・育成を行い、美ら島おきなわの創造に貢献できる持続可能な建設産業」とし、その実現に向け官民一体となって取り組んでいく。

2030年の将来像

「新たな人材の確保・育成を行い、美ら島おきなわの創造に貢献できる持続可能な建設産業」を目指して

(2) 取組の推進方向

2030年の将来像の実現に向け、以下の6つの取組の推進方向を設定する。

- 1 人材の確保・育成
－人材の確保育成と建設産業の魅力発信－
- 2 企業の経営力強化
－安定した経営環境の構築－
- 3 公正で多様な市場環境の整備
－県内建設企業が成長できる市場環境の整備－
- 4 地域の安全・安心の確保
－地域を支える建設産業の推進－
- 5 技術の研究開発と活用
－沖縄の地域特性を活かした技術の研究開発等の促進－
- 6 実効性の確保
－実効性確保のための体制づくり－

(3) 施策の基本的方向

以下の体系の下で、建設産業の活性化に向けた施策を総合的に展開する。



図 3-1 施策体系図

1 人材の確保・育成 ―人材の確保育成と建設産業の魅力発信―

建設産業界の労働環境は、人口減少や少子高齢化、将来的な担い手不足、価格競争に伴う労働条件等の悪化等、他産業に比べ厳しい状況に置かれている。

このような中、建設産業が持続的な成長を果たしていくためには、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。

本ビジョンでは、建設産業を担う人材の確保・育成や労働環境の改善を喫緊の課題として掲げ、技能労働者や技術者の確保育成や、多様な人材の活用等に向け、官民連携した取り組みを推進するとともに、ICT技術の活用による生産性の向上、児童や学生、その保護者に対する建設産業の魅力、役割を発信するための広報活動等の取組強化、さらに誰もが安心して働ける労働環境の整備に取り組むことが重要である。

【取組の方策】

- (1) 建設産業の将来を担う人材の確保・育成
- (2) 雇用条件・労働環境の改善
- (3) 技術者・技能労働者の確保・育成
- (4) 建設産業の魅力発信のための広報活動等の充実
- (5) ユニバーサルな人材への対応

2 企業の経営力強化 ―安定した経営環境の構築―

建設投資が増加傾向にある中、人材を確保し、技術力・施工力に優れた企業が成長していけるよう、適切な競争を通じて、建設産業全体をより生産性の高い体質に転換していくことが求められている。

そこで、各建設企業においては、「働き方改革」を進めることによる労働環境の改善及びICT技術の活用による生産性向上に努めることにより、企業体質の強化を図るとともに、経営者自らのマネジメント能力の向上を図ることが重要である。

このため、本ビジョンにおいては、経営基盤・企業体質の強化を図るとともに、新市場への進出による受注機会の多様化を推進していく。

【取組の方策】

- (1) 経営基盤・企業体質の強化
- (2) 新市場への進出

3 公正で多様な市場環境の整備

— 県内建設企業が成長できる市場環境の整備 —

建設産業が活性化し将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保等を推進するためには、企業の自助努力と併せて、技術力と施工力を持つ建設企業が市場において正当に評価されるとともに、適切に受注機会を確保できる市場環境の整備が必要である。

そのためには、発注者、設計者、施工者等が対等な関係に立ち、それぞれの役割・責任分担を明確化して、透明性を向上させていく必要があり、平成 26 年 6 月に改正された品確法の趣旨を踏まえ、予定価格の適正な設定等、発注者の責務に基づいた発注関係事務の適正な実施に努めるとともに、事業の特性や地域の実情等に応じた多様な入札・契約制度の導入が求められている。

本ビジョンでは、発注者・受注者などの各主体が、法令遵守のもと対等で透明な関係を構築しながら、受発注関係事務の適切な実施に努めるとともに、事業の特性や地域の実情等を考慮することにより、これらの建設企業が、技術力・施工力を発揮し、安定して成長できる「公正で多様な市場環境の整備」を推進する。

【取組の方策】

- (1) 公正な市場環境の整備
- (2) 入札・契約制度の環境整備
- (3) 受発注・元下請関係の適正化
- (4) 不良・不適格業者の排除

4 地域の安全・安心の確保

— 地域を支える建設産業の推進 —

「建設産業」は、社会基盤の整備などのもの造りに注目が集まるが、この社会基盤整備の推進は、私たちの生活を安全で豊かなものにしていくだけでなく、災害時には、いち早く現場に駆けつけ、応急、復旧に取り組むなど、地域の守り手として重要な役割を担っている。

しかし、近年は、3K（きつい、汚い、危険）に代表される建設産業のイメージなどによる担い手不足が社会問題となっており、将来の持続可能な建設産業の発展や、災害時の応急対策及び社会基盤の品質確保、適切な機能維持が危ぶまれる状況にある。

このような状況において、人材の確保・育成を図る取り組みを推進するとともに、災害時に、迅速かつ適切な応急・復旧対応がとれるような防災体制の整備などに取り組んでいく必要がある。

【取組の方策】

- (1) 地域の守り手としての役割
- (2) 社会資本の適切な維持管理

5 技術の研究開発と活用

－沖縄の地域特性を活かした技術の研究開発等の促進－

建設産業は、道路、河川、港湾等の社会資本整備などの維持補修に関する新たなニーズに対応することが求められているほか、環境意識の高まりなども踏まえ、産学官連携のもと「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「耐震化、老朽化対策及び長寿命化」、「生産性の向上」等、地域の特殊性に対応した工法・資材等の技術開発が求められている。

本ビジョンでは、本県の亜熱帯地域や島しょ地域といった特殊性に対応して培われた希少野生生物や自然環境の保全、インフラ等の維持保全・耐震化等の防災機能の強化等に関する技術・ノウハウの活用について、企業、大学、専門機関、行政、NPO等との協働・連携により積極的な取り組みを図る。

【取組の方策】

- (1) 新たな技術等の導入及び研究開発の促進
- (2) 県内企業等が有する技術等の活用

6 実効性の確保 －実効性確保のための体制づくり－

本ビジョンを推進していくためには、建設企業、業界団体、行政機関の各主体が本ビジョンの意義・目的を理解し、必要性及び重要性について共通の認識を持つことが重要である。

そのためには、各主体が、それぞれの役割を十分に認識するとともに連携を図りながら、各種取組を連携・協働のもと総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要であることから、本ビジョンの各施策の取組状況を進捗管理していくことにより、建設産業の将来像の実現に向けた実効性を確保して、総合的かつ計画的にビジョンの推進に取り組んでいく。

また、各主体における責務の的確な遂行と能力の向上が求められており、関係団体による意見交換や三者協議等の推進による密接な連携を図るとともに、建設産業の諸課題の解決に向けた重要事項を調査・審議するための中立的な立場からの意見、提言を行う第三者機関として設置した沖縄県建設業審議会の効率的な活用を図っていく。

【取組の方策】

- (1) 沖縄県建設業審議会の効率的な活用
- (2) 各主体の役割・責任の明確化
- (3) 人材の確保に向けた産学官連携体制の構築

第4章 県内建設業界の活性化に向けた取組

1 人材の確保・育成

(1) 建設産業の将来を担う人材の確保・育成

県内においても、近年、完全失業率や有効求人倍率は改善が進んでいるものの、依然として全国一厳しい水準にある。特に若年者の完全失業率は突出しており、新卒者の就職率も全国平均を下回っていることなどから、若年者の職業観にも課題があると考えられる。建設現場において技術者・技能労働者は必要不可欠な存在であり、その技術や技能を継承していくことは重要である。若年労働者の建設産業への新規就職者の低調は、将来の建設産業を支える人材の不足に繋がることから、ICTを活用した生産性向上などの新しい建設産業の魅力を情報発信することや、就職前のインターンシップ受け入れ段階から就職後の育成まで、幅広い段階における人材の確保・育成に取り組むことが求められている。

【取り組むべき施策】

- ①インターンシップ受入
- ②就職前支援
- ③新規入職者対策
- ④若年労働者育成

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政	教育、専門機関等
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップの受入 ・就職説明会等への参加 ・キャリアパス提示に向けた取組 ・資格取得に伴う支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ受入に関する調整・支援 ・就職説明会等の開催・支援 ・資格取得に係る講習会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ受入に関する調整・支援 ・総合就職拠点の運営 ・その他就職に関する広報及び各種支援 ・若年労働者活用への支援（優遇策等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の育成 ・就職に向けた関係機関との連携強化

(2) 雇用条件・労働環境の改善

県内の労働環境は全国に比べ低い賃金、長い労働時間など、依然として厳しい状況にあり、人材の確保において雇用の質の向上が喫緊の課題となっている。

建設産業の魅力を高めるためには、雇用条件・労働環境の改善は必須であることから、適正な賃金の確保、社会保険の加入促進、週休2日制の推進などに、官民を挙げて取り組むことが求められる。

また、建設産業の現状は、建設現場で積み上げた経験・技術・能力が賃金等の処遇の改善につながっていない状況があることから、若年層の入職を促進するため、若手入職者に将来のキャリアパスを目に見える形で示し、このキャリアが適切に評価され、賃金等の処遇改善に結びつくような環境整備も重要である。

【取り組むべき施策】

- ①雇用条件の改善
- ②労働環境の改善
- ③労働環境改善意識の普及啓発

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政
役割	<ul style="list-style-type: none">・雇用・労働環境の改善・安全管理の徹底・マネジメント力の強化	<ul style="list-style-type: none">・安全パトロール、講習会等の実施・労働環境改善に向けた関係機関との調整	<ul style="list-style-type: none">・安全パトロール、講習会等の実施・労働環境の改善に向けた計画の策定・モデル事業等の実施

(3) 技術者・技能労働者の確保・育成

建設産業の持続可能な発展を推進するためには、若年労働者に、建設産業に求められる多様なニーズ・役割及び建設産業にやりがいや魅力があり、将来的に希望が持てる職業であるという意識を醸成するなど、将来の建設産業を支える人づくりを行っていくことが重要である。

また、建設産業は、中高年齢層の就業割合が高いことから、これまで建設現場において蓄積されてきた技術・技能を次世代へ承継する取組が急務となっている。このため、技術者・技能労働者の確保・育成及び技術・技能の承継について、継続的かつ関係機関の横断的な対策が必要である。

【取り組むべき施策】

- ①技術者・技能労働者の確保
- ②技術者・技能労働者の育成
- ③キャリアアップ支援

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政	教育、専門機関等
役割	・OJT（OFF-JT）への取組 ・資格取得に伴う支援 ・リーダー、管理者等の育成	・資格取得、技術力向上、管理者育成に向けた研修会等の開催	・労務単価、設計単価等の見直し	・技術力向上に向けた研修会等の支援

(4) 建設産業の魅力発信のための広報活動等の充実

建設産業は地域における災害時の守り手として大きな期待を背負っている。特に災害発生時の道路啓開作業等の応急対策など、現場で対応する技術者・技能労働者の役割は重要であり、その意義を社会に発信していく必要がある。

建設業は3K（きつい、汚い、危険）の代名詞に例えられるように、若者から敬遠されやすい職業であることから、このイメージを払拭するために、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）がとれた働き方を推進するために労働環境を改善するなど、建設産業の魅力について、情報発信する広報活動等を戦略的に行っていく必要がある。

また、建設産業は大きな変革の時期を迎えており、担い手不足の解消と生産性向上を目的としたICT技術の活用が推進されていることから、若年者に新たな技術を紹介し、興味・関心を促すための情報発信も重要である。

【取り組むべき施策】

- ①若年者並びに保護者や教育機関等への広報活動

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政	教育、専門機関等
役割	・広報活動等への協力	・各種広報活動等の実施	・各種広報活動等への支援	・進学希望者への広報活動等の実施 ・各種広報活動等への協力

(5) ユニバーサルな人材への対応

建設産業における人材不足の中、女性就業の割合は他産業に比べて少ない状況であるが、最近では「けんせつ小町」など女性が活躍できる制度や環境づくりへの取り組みが始まっているほか、経験豊富な高齢の技術者・技能労働者の雇用、また、技能実習を始めとした外国人労働者の活用や障がい者雇用など、働く人の多様化が始まっている。

県内の建設業界が持続可能な活性化を推進するためには、県内においても将来的に安定した人材の確保・育成が必要であることから、多様な人々が働ける制度や取組について検討していく必要がある。

【取り組むべき施策】

- ①人材活用に係る情報共有及び意見交換

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政
役割	・多様な人材活用に向けた環境整備	・多様な人材活用への啓発(講演会等) ・福祉関係等の様々な団体との連携	・多様な人材の活用に向けた支援制度の検討 ・福祉関係等の様々な団体との連携

2 企業の経営力強化

(1) 経営基盤・企業体質の強化

県内の市場規模は拡大傾向にあるものの、人材不足や資材の高騰など受注環境は厳しい状況にあり、企業はこれまで以上に生産性の向上を図り、収益力の強化に努める必要がある。今後は、人材育成、コスト管理等のマネジメント力の向上や設備投資など、自社の経営力を向上するため、工程管理、品質管理、安全管理などの既存事業内容の見直しを図るとともに、労働者の良好な就労環境の確保を図りつつ、企業の経営基盤・体質の強化に取り組む必要がある。

また、経営基盤・企業体質の強化や経営の安定化を推進するためには、公共工事などの様々な分野における将来の見通しが示されていることが重要である。

【取り組むべき施策】

- ①経営基盤の強化
- ②企業体質の強化
- ③セミナー、講習会等の開催

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政
役割	・金融支援、各種セミナー等の活用	・金融支援等の周知 ・各種セミナー等の開催	・金融支援等の実施 ・各種セミナー等の開催

(2) 新市場への進出

県経済の順調な回復を背景に、県内建設産業も建設投資額の増加や倒産件数の減少など、好調な状況であるが、今後については2020年（東京オリンピック）以降の状況など不安視する声も聞かれる。経営戦略の一つとして、これまで建設業で培ってきたノウハウやネットワークを活用して、米軍工事への参入や海外建設工事など新市場への進出に向けた取組について検討する必要がある。

県内建設業者は、技術的には米軍発注工事に対応できると考えられているが、分離分割発注やパフォーマンスボンド（履行ボンド）の制約により、建設工事の規模が大きくなるほど、入札に参加することも困難になることから、関係機関への要請活動等も重要である。

海外建設市場への進出については、アジア等では中長期的なインフラ需要が見込まれており、本県の島しょ性・亜熱帯性などに対応した高い建設技術等へのニーズも期待されている。

しかし、海外進出のノウハウやリスク等についての情報が不足していることから、沖縄建設産業グローバル推進事業など、受注機会の拡大に繋がる海外建設市場への進出について取り組みを行いながら情報の集積を図っていく必要がある。

【取り組むべき施策】

- ①新市場進出
- ②米軍工事参入
- ③海外進出

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政
役割	・新市場等への進出・検討 ・金融支援、各種セミナー等の活用	・各種情報提供等 ・金融支援等の実施 ・各種セミナー等の開催	・関係機関への要請活動 ・海外参入支援のためのモデル事業の実施 ・各種セミナー等の開催

3 公正で多様な市場環境の整備

(1) 公正な市場環境の整備

建設業界は、建設投資の減少等による受注競争が激化したことにより、過度なコスト縮減が建設企業を疲弊させるとともに、就労環境の悪化等により若年入職者が減少するなど、かつてない厳しい状況に直面してきた。

そのため、今後の継続的な建設産業の発展には適正価格での受注が不可欠であり、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定に取り組んでいかなければならない。

また、公正な市場環境を保つためには、受発注者における研修会等による法令遵守の取り組みを推進したり、法令違反を犯した場合は厳格に対処するとともに、より一層、モラルの向上等に努めることが求められている。

【取り組むべき施策】

- ①法令遵守
- ②公共予算の確保

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政
役割	・法令等の遵守 ・工事の適正な受注	・講習会等の開催 ・関係機関への要請活動	・講習会等の開催 ・関係機関への要請活動

(2) 入札・契約制度の環境整備

地方公共団体の入札・契約制度は、地方自治法等の規定に基づき行われているが、公共工事においては、過度の低価格競争を防止し、競争性を確保しつつ地域への配慮も必要であり、さらには、透明性・公正性を確保しながら、建設産業の活性化を図るために、適正な入札・契約制度の環境整備に向け取り組んでいく必要がある。

公正な競争入札を実現するためには、発注者の恣意性を排除し自由な参加機会を与える一般競争入札への拡大が不可欠であり、一定規模以上の工事、高い技術力・施工力が求められる工事については、総合評価方式をはじめ、入札ボンド方式、VE 提案制度など、多様な入札・発注方式の導入に継続して取り組んでいく必要がある。

さらに、本県における災害対応や今後の需要が増大するインフラの維持管理等については、受注する企業の負担も大きいことから、施工体制に過度な負担がかからないよう、発注者の能力・体制補完のためのCM方式等の活用や、地域維持事業の包括発注方式等についても検討が必要である。

【取り組むべき施策】

- ①多様な入札・発注方式の導入推進
- ②入札・契約制度の環境整備

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政
役割	・各種入札制度に関する理解	・講習会等の開催 ・制度等に関する関係機関との意見交換	・総合評価制度の改善・拡充 ・入札制度の適正化に係る環境整備

(3) 受発注・元下請関係の適正化

建設産業は、典型的な受注請負産業であることから、発注者の立場が受注者よりも比較的優位になりやすく、発注者と受注者との間において、必ずしも適正な関係が確保されていない状況がある。

また、建設産業における重層下請構造は、ある程度は必然的・合理的な側面がある一方、生産性や品質の低下・労務費等の下請業者へのしわ寄せ、施工責任の不明確化、安全指示の不徹底等による安全性低下といった問題を生じさせる懸念がある。

建設産業の受発注・元下請関係の適正化を推進するためには、両者が信頼関係を構築し、より良いパートナーシップを築いていく必要があることから、対等な関係の構築と公正・透明な取引の実現に向け、官民連携して積極的に取り組んでいくことが重要である。

【取り組むべき施策】

- ①受発注関係の適正化
- ②元下請関係の適正化

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政
役割	・法令等の遵守	・講習会等の開催	・発注者に対する技術支援 ・講習会等の開催

(4) 不良・不適格業者の排除

不良・不適格業者の放置は、優秀な技術者と技術力を保持する企業の適正な競争を妨げ、公共工事の適正な施工の確保に支障を来すとともに、建設産業の健全な発展を阻害することとなる。

このため、入札における競争参加資格の設定や評価を適切に行うことを基本としつつ、建設業界や行政等との連携による個別的対策を講ずることにより、不良・不適格業者の市場からの排除を徹底する必要がある。

また、社会保険未加入の建設業者が多く存在することは、いざという時の公的保障が確保されないために若年入職者減少の一因となることや適正に保険に加入し、法定福利費を負担している事業者が競争上不利になることなどの問題があることから、今後は現状を踏まえた効果的な対策を検討していく必要がある。

【取り組むべき施策】

- ①不良・不適格業者の実態把握
- ②不良・不適格業者の排除
- ③社会保険未加入対策

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政
役割	・法令等の遵守	・講習会等の開催 ・各業界の健全化の推進	・法令遵守状況等の確認と対策

4 地域の安全・安心の確保

(1) 地域の守り手としての役割

建設産業は地域における災害時の守り手として大きな役割を担っている。特に災害発生時の道路啓開作業等の応急対策など、現場で対応する技術者・技能労働者の役割は重要であり、その意義を社会に発信していく必要がある。

また、建設産業界の労働環境は、人口減少や少子高齢化、将来的な担い手不足、価格競争に伴う労働条件等の悪化など、将来の持続可能な建設産業の発展が危ぶまれている。

このような状況においては、建設産業の施工体制等が弱体化し、社会資本整備の担い手がない空白地帯が発生することにより、地域の安全安心が確保できないことも考えられることから、人材の確保・育成を図る取り組みを推進するとともに、災害時に、迅速かつ適切な応急・復旧対応がとれるような防災体制の整備などに取り組んでいく必要がある。

【取り組むべき施策】

- ①建設産業の役割の広報
- ②災害対応

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政
役割	・防災訓練への参加 ・施工技術等の維持	・建設産業の役割や活動の効果的な情報発信 ・災害協定の締結 ・連絡体制の構築	・建設産業の役割や活動の効果的な情報発信 ・防災訓練の実施 ・連絡体制の構築

(2) 社会資本の適切な維持管理

本県においては、本土復帰後3次にわたる沖縄振興開発計画をはじめ、各種計画等により、急速に社会資本や公共施設等が整備されてきたことから、近年、その老朽化が進行している。亜熱帯地域や島嶼地域といった特殊性などから、塩害対策や耐震補強を含めた構造物の維持管理が喫緊の課題となっている。

また、社会資本は適切な維持管理を行うことで、施設の状態を良好に保ち、また耐用年数を延ばすことも可能になることから、経済性や安全面を考慮した技術やノウハウを活用し、取り組んでいく必要がある。

【取り組むべき施策】

①維持管理の推進

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政	教育、専門機関等
役割	・施工技術等の維持	・新技術の活用等に関する講習会等の開催	・長期計画の策定 ・本県の特殊性を活かした技術開発 ・県内部の連携強化	・関係機関との連携による新技術開発

5 技術の研究開発と活用

(1) 新たな技術等の導入及び研究開発の促進

県民の環境意識の高まり、少子高齢化社会やストック型社会の到来を受け、老朽化し機能低下してくる社会資本ストックの適正な維持、補修など、新たな社会的ニーズに対応した技術の開発が求められている。

また、建設産業における技能労働者等の高齢化と担い手不足が進行する中においては、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持管理していくことは、生産性の向上を図ることが必要不可欠となっていることから、今後は、ICTの活用による建設現場の生産性の向上と就労環境の改善を図るとともに、建設産業の魅力を情報発信していくことが重要である。

【取り組むべき施策】

- ①情報の収集・周知
- ②技術開発の促進
- ③生産性の向上

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政	教育、専門機関等
役割	・新たな技術情報の活用による新技術の開発 ・ICTの活用	・各種情報提供等 ・ICT活用推進に向けた講習会等の開催	・本県の特殊性を活かした技術開発 ・ICT活用工事推進のためのモデル事業の実施、建設企業への支援	・関係機関との連携による新技術開発

(2) 県内企業等有する技術等の活用

台風常襲地域であり、国内で唯一亜熱帯地域に属する独自の環境下におかれている本県は、大小さまざまな離島から構成される島しょ地域でもあることから、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」など本県の独自の課題に対応するための技術開発・ノウハウの蓄積、インフラ等の維持保全・耐震化等の防災機能の強化等に取り組むとともに、県内企業が有する高い技術力を海外での活用を推進するために、積極的に教育、専門機関、行政、NPO等との協働・連携を促進する。

【取り組むべき施策】

- ①技術の積極的な活用
- ②技術等の海外での活用

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政	教育、専門機関等
役割	・県内技術の積極的な活用 ・海外等における県内技術の活用	・県内技術活用に関する情報提供等	・県内技術活用に対する優遇措置	・県内技術活用に関する関係機関との連携・協力

6 実効性の確保

(1) 沖縄県建設業審議会の効率的な活用

建設産業の諸課題の解決に向けた重要事項を調査審議するため、建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に基づき設置した沖縄県建設業審議会を活用し、中立的な立場からの意見、提言を適切に反映することにより、建設産業を取り巻く諸情勢、環境の変化に迅速に対応する必要がある。

また、建設産業ビジョン推進事業等を活用し、建設産業における重要な課題等を産学官が集まり意見交換する場を設け、その中でとりまとめられた解決策等の内容を沖縄県建設産業審議会でも調査審議できるような仕組みづくりなどに取り組む。

【取り組むべき施策】

- ①沖縄県建設業審議会の効率的な活用の推進

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政	教育、専門機関等
役割		・各種会議等における助言等	・沖縄県建設業審議会の開催	・各種会議等における助言等

(2) 各主体の役割・責任の明確化

建設産業の社会的使命を達成するため、発注者、設計者、施工者、関係団体等における意見交換などによる役割・責任の明確化を図り、建設産業の課題解決に取り組む。

また、建設生産システムに関わる企業の能力を最大限に活用していくため、元請や下請からの提案の積極的な受け入れや設計コンサルタントの多様な活用を図っていくとともに、三者協議等の開催により、県民に良質な公共施設等を提供することが求められる。

【取り組むべき施策】

- ①関係団体による意見交換
- ②三者協議等の取り組み

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政
役割	・三者協議等への参加	・関係機関との調整	・三者協議等の開催

(3) 人材の確保に向けた産学官連携体制の構築

人材の確保は、今後の建設産業を持続的に発展させるために重要であり、関係各所との連携が不可欠である。建設産業ビジョン推進事業等を通じ、各学校、企業、行政等、各機関の連携を強化する仕組みづくりに取り組む。

【取り組むべき施策】

- ①建設産業活性化の総合的かつ計画的な推進

【各主体の役割】

主体	建設企業	業界団体等	行政	教育、専門機関等
役割	・計画推進に係る協力	・アクションプログラムの実施	・建設産業ビジョンの進捗管理 ・アクションプログラムの実施	・各種会議等における助言等

第5章 各主体の役割と推進体制

本ビジョンは、「沖縄21世紀ビジョン」を実現するため、建設企業、業界団体、行政機関の各主体が、それぞれの役割を十分に認識し、本ビジョンの「将来像の実現」に向けた建設産業の活性化を図る各種取組を総合的かつ計画的に推進していくことが重要である。

1 各主体の役割

(1) 建設企業

建設企業は、建設業団体や県の支援策等を活用しながら、自助努力において本業における技術力・施工力や経営力の維持・向上に努めるとともに、働き方の見直しや労働環境の改善など、人材の確保に向けた取組が求められる。

(2) 業界団体等

業界団体は、県内建設産業が魅力ある産業へと転換していくため、人材の確保・育成に向けた働き方改革や生産性向上等の取組を各企業に促すとともに、各企業が行う取組に対して、各種の支援策や情報発信を実施していくことが求められる。

(3) 県

県は、企業や業界団体、国、市町村、教育・専門機関等との十分な連携の下、本ビジョンに基づき各企業や業界団体の取組が円滑に進むための各種支援策を総合的かつ効果的に講ずるとともに、技術力・施工力を持ち、人を大切にする企業が建設市場において正しく評価されることや、公正で透明な市場環境の整備など、建設企業が安定して成長できる環境づくりに取り組んでいく。

(4) 国、市町村

国や市町村は、公共工事の発注機関として、公正で透明な市場環境づくりに努めるとともに、人材育成に意欲のある企業への支援など、県と一体となった取組が期待される。

(5) 教育、専門機関、NPO等

教育、専門機関、NPO等は、それぞれの専門性や特性を活かしながら、建設産業の新たな事業展開への取組や人材の確保・育成について、その専門的な知見・ノウハウ等を活用した協働・連携が期待される。

2 推進体制

沖縄県建設産業ビジョンの推進に当たっては、建設業界団体、関係機関、行政、有識者等からなる「建設産業ビジョン推進委員会」を設置し、各実施主体が主体的に取り組んだ内容を着実かつ円滑に推進していくために、進捗状況を確認しながら、連携・協働のもと真摯かつ総合的・計画的に取り組んでいく。

また、沖縄県建設産業ビジョンアクションプログラムを円滑に推進するため、アクションプログラム実施団体による「建設産業ビジョン実施団体会議を」設置し、各実施団体の連携、情報共有を図っていく。

3 フォローアップ

県民ニーズの変化、国の政策展開や国内外経済の動向など、建設産業を取り巻く環境は常に変化しており、県内建設産業の継続的な発展のためには、状況変化を着実にとらえ、適切に対応しなければならない。

沖縄県建設産業ビジョンを推進するにあたっては、設定した目標に対する検証を行うとともに、関係者間の連携を密にしながら取り組みを進める必要がある。

そこで、建設産業ビジョン推進委員会および建設産業ビジョン実施団体会議等を定期的に開催し、ビジョンの進捗確認や改変などについて検討、意見交換等を行いながら、適切な進捗管理を行っていく。

フォローアップの時期については、各取組内容により短期（3年）・中期（5年）・長期（10年）を目安とし、方法としては、各主体の取組状況、各種統計調査の指標、業界等へのアンケートなどにより、各取組方策の実施による効果を検証し、新たな取り組み等を検討していく。

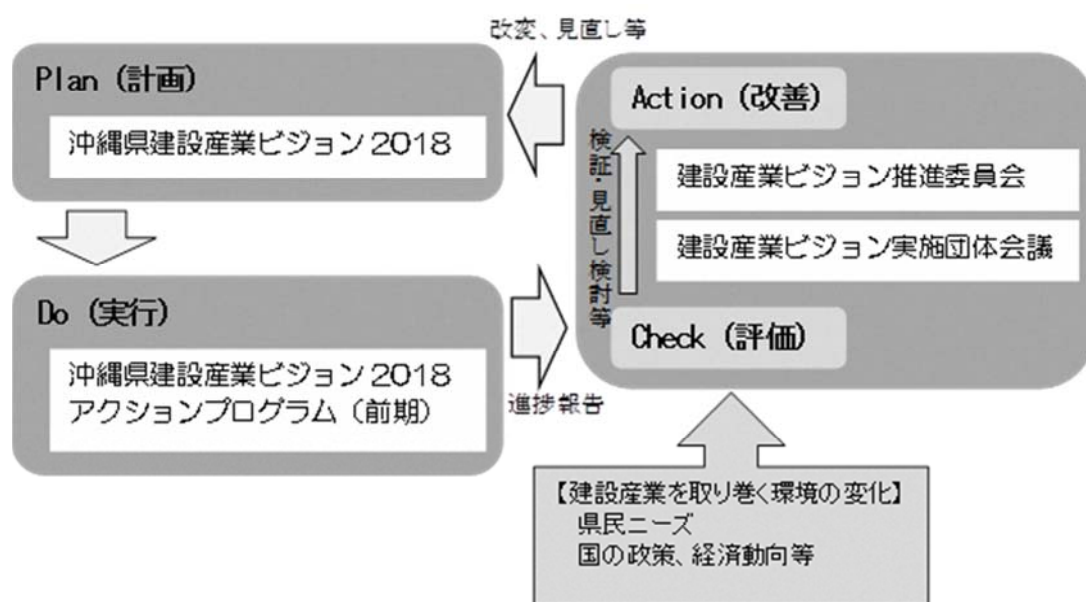


図 5-1 フォローアップ概要

表 5-1 各取組のフォローアップ時期

取組の推進方向	取組の方策	フォローアップ時期
1. 人材の確保・育成	(1) 建設産業の将来を担う人材の確保・育成	短期
	(2) 雇用条件・労働環境の改善	短期
	(3) 技術者・技能労働者の確保・育成	短期
	(4) 建設産業の魅力発信のための広報活動等の充実	短期
	(5) ユニバーサルな人材への対応	中期
2. 企業の経営力強化	(1) 経営基盤の強化	中期
	(2) 新市場への進出	中期
3. 公正で多様な市場環境の整備	(1) 公正な市場環境の整備	短期
	(2) 入札・契約制度の環境整備	短期
	(3) 受発注・元下請関係の適正化	短期
	(4) 不良・不適格業者の排除	短期
4. 地域の安全・安心の確保	(1) 地域の守り手としての役割	短期
	(2) 社会資本の適切な維持管理	短期・長期
5. 技術の研究開発と活用	(1) 新たな技術等の導入及び研究開発の促進	短期・長期
	(2) 県内企業等が有する技術等の活用	長期
6. 実効性の確保	(1) 沖縄県建設業審議会の効率的な活用	短期
	(2) 各主体の役割・責任の明確化	短期
	(3) 人材の確保に向けた産学官連携体制の構築	短期

「沖縄21世紀ビジョン」の実現

建設産業ビジョン2018の将来像：新たな人材の確保・育成を行い、美ら島おきなわの創造に貢献できる持続可能な建設産業

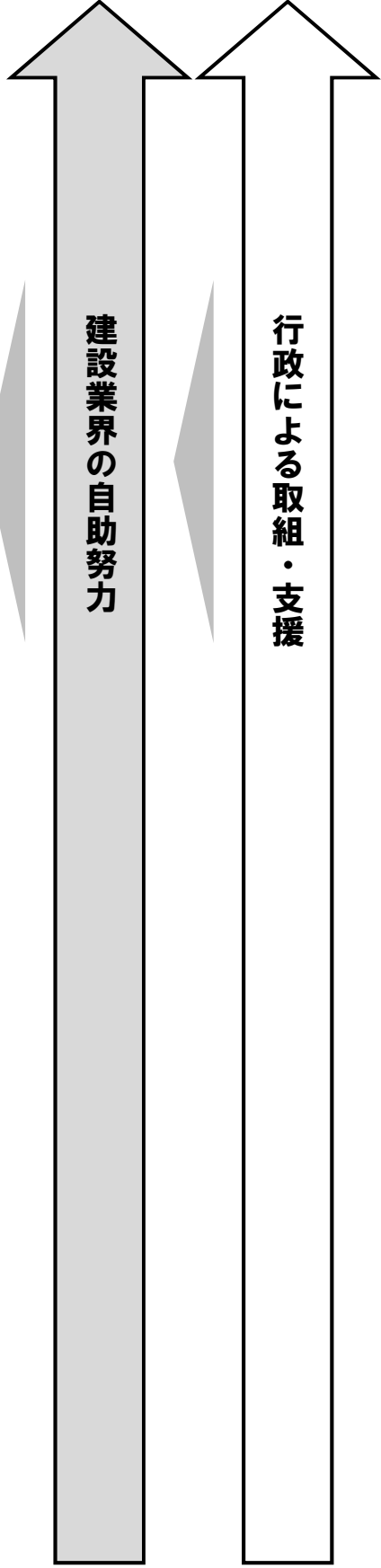
- 建設産業の課題
- (1) 担い手の確保・育成
 - (2) 労働環境の改善
 - (3) 建設産業の魅力発信の強化
 - (4) 企業の経営力強化
 - (5) 県内建設業者の受注機会確保及び市場環境の整備
 - (6) 技術力の維持・向上
 - (7) ICTの活用

取り組みの推進方向・取組方策

1. 人材の確保・育成
～人材の確保・育成と建設産業の魅力発信～
 - (1) 建設産業の将来を担う人材の確保・育成
 - (2) 雇用条件・労働環境の改善
 - (3) 技術者・技能労働者の確保・育成
 - (4) 建設産業の魅力発信のための広報活動等の充実
 - (5) ユニバーサルな人材への対応
2. 企業の経営力強化
～安定した経営環境の構築～
 - (1) 経営基盤・企業体質の強化
 - (2) 新市場への進出
3. 公正で多様な市場環境の整備
～県内建設企業が成長できる市場環境の整備～
 - (1) 公正な市場環境の整備
 - (2) 入札・契約制度の環境整備
 - (3) 受発注・元下請関係の適正化
 - (4) 不良・不適格業者の排除
4. 地域の安全・安心の確保
～地域を支える建設産業の推進～
 - (1) 地域の守り手としての役割
 - (2) 社会資本の適切な維持管理
5. 技術の研究と活用
～沖縄の地域特性を活かした技術の研究開発等の促進～
 - (1) 新たな技術等の導入及び研究開発の促進
 - (2) 県内企業等が有する技術等の活用
6. 実効性の確保
～実効性確保のための体制づくり～
 - (1) 沖縄県建設業審議会の効率的な活用
 - (2) 各主体の役割・責任の明確化
 - (3) 人材の確保に向けた産学官連携体制の構築

取り組み施策

- ①インターン受入、②就職前支援、③新規入職者対策、④若年労働者育成
- ①雇用条件の改善、②労働環境の改善、③労働環境改善意識の普及啓発
- ①技術者・技能労働者の確保、②技術者・技能労働者の育成、③キャリアアップ支援
- ①若年者並びに保護者や教育機関等への広報活動
- ①人材活用に係る情報共有及び意見交換
- ①経営基盤の強化、②企業体質の強化、③セミナー・講習会等の開催
- ①新市場進出、②米軍工事参入、③海外進出
- ①法令遵守、②公共予算の確保
- ①多様な入札・発注方式の導入推進、②入札・契約制度の環境整備
- ①受発注関係の適正化、②元下請関係の適正化
- ①不良・不適格業者の実態把握、②不良・不適格業者の排除、③社会保険未加入対策
- ①建設産業の役割の広報、②災害対応
- ①維持管理の推進
- ①情報の収集・周知、②技術開発の促進、③生産性の向上
- ①技術の積極的な活用、②技術等の海外での活用
- ①沖縄県建設業審議会の効率的な活用の推進
- ①関係団体による意見交換、②三者協議等の取り組み
- ①建設産業活性化の総合的・計画的な推進



沖縄県建設産業ビジョン 2018 及びアクションプログラム (前期)
策定経緯

平成 22 年 3 月

「沖縄 21 世紀ビジョン」策定

平成 24 年 5 月

「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画 (沖縄振興計画)」策定

平成 24 年 9 月

「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画 (前期)」策定

平成 25 年 3 月

「沖縄県建設産業ビジョン 2013」「同アクションプログラム (後期)」策定

平成 25 年 11 月

第 1 回業界団体との意見交換会

平成 25 年 11 月

第 1 回建設産業ビジョン推進委員会

平成 26 年 1 月

第 2 回業界団体との意見交換会

平成 26 年 1 月

第 2 回建設産業ビジョン推進委員会

平成 26 年 11 月

第 1 回建設産業ビジョン推進委員会

第 1 回建設産業ビジョン推進実施団体会議

平成 27 年 2 月

第 2 回建設産業ビジョン推進実施団体会議

第 2 回建設産業ビジョン推進委員会

平成 27 年 8 月

第 1 回建設産業ビジョン推進実施団体会議

平成 27 年 10 月

第 2 回建設産業ビジョン推進実施団体会議

平成 27 年 11 月

第 1 回建設産業ビジョン推進委員会

平成 28 年 1 月

第 3 回建設産業ビジョン推進実施団体会議

平成 28 年 2 月

第 2 回建設産業ビジョン推進委員会

平成 28 年 9 月

第 1 回建設産業ビジョン推進実施団体会議

平成 28 年 10 月

第 1 回建設産業ビジョン推進委員会

平成 29 年 1 月

第 2 回建設産業ビジョン推進実施団体会議

平成 29 年 2 月

第 2 回建設産業ビジョン推進委員会

平成 29 年 5 月

「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」改訂

平成 29 年 6 月

第 1 回 建設産業ビジョン推進実施団体会議・委員会（合同会議）

平成 29 年 9 月

第 2 回建設産業ビジョン推進実施団体会議

平成 29 年 10 月

第 2 回建設産業ビジョン推進委員会

平成 29 年 11 月

第 3 回建設産業ビジョン推進実施団体会議

平成 29 年 12 月

第 3 回建設産業ビジョン推進委員会

沖縄県建設産業ビジョン推進委員会 名簿

氏名	所属	役職
大城 郁寛	琉球大学法文学部総合社会システム学科	教授
堤 純一郎	琉球大学工学部工学科	教授
喜久里 睦	株式会社沖縄建設新聞	代表取締役社長
河崎 充良	独立行政法人国際協力機構沖縄国際センター	所長
源河 忠雄	一般社団法人 沖縄県建設業協会	常務理事兼事務局長
赤嶺 勲	一般社団法人 沖縄県中小建設業協会	会長
仲本 豊	沖縄県職業能力開発協会	会長
仲田 一郎	建設産業専門団体沖縄地区連合会	会長
久高 豊	株式会社りゅうぎん総合研究所	専務

沖縄県建設産業ビジョン推進実施団体会議 名簿

氏名	所属	役職
山入端 孝信	一般社団法人 沖縄県建設業協会	総務部部長兼業務部部長
高良 真樹	一般社団法人 沖縄県中小建設業協会	事務局
小谷 和幸	一般社団法人 沖縄県電気管工事業協会	専務理事
田中 幸一	一般社団法人 沖縄県造園建設業協会	事務局長
神村 美州	一般社団法人 沖縄県測量建設コンサルタンツ協会	専務理事兼事務局長
玉那覇 仁秀	一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会	専務理事
武村 勲	建設産業専門団体沖縄地区連合会	事務局長
宮城 斉	沖縄県商工会連合会	支援課長
多嘉良 斉	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	事務局長
大村 和久	公益財団法人 沖縄県産業振興公社	経営支援部長
金良 啓二	沖縄県職業能力開発協会	専務理事
大城 栄	一般社団法人 沖縄県磁気探査協会	事務局長

沖縄県建設産業ビジョン 2018

「新たな人材の確保・育成を行い、美ら島おきなわの創造に
貢献できる持続可能な建設産業」を目指して

発行：沖縄県土木建築部技術・建設業課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2374

発行年月：平成30年3月
